

2004 年 7 月 1 日
於男女共同参画会議影響調査専門部会

ワーキングチーム 報告(案)

永瀬伸子（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科）
縄田和満（東京大学大学院工学系研究科）
村尾祐美子（東京大学社会科学研究所学術振興会研究員）
原 尚幸（東京大学大学院工学系研究科）
出島敬久（上智大学経済学部）

はじめに

ワーキング・チーム は、女性のライフスタイルの選択に影響が大きい税制、社会保障制度、雇用システムなどの検討を目的に、内閣府に設置された男女共同参画会議の下に影響調査専門調査会のもとに編成された。

ワーキング・チーム は、総務省『全国消費実態調査』を用いて、女性のライフコースに注目し、特に配偶者・世帯主（妻・夫）の相対的な関係に着目して税・社会保険料等の受け取りと支払いの統計を作成し、諸制度が変化した場合の生活レベルの変化、就業行動・就業形態に与える影響を推計し、もって影響調査専門調査会の検討素材とすることとした。総務省『全国消費実態調査』は、夫、妻の年収の実額や内訳、また年金等の受け取りの夫婦の実額がわかる貴重なデータであるため、こうした作業が可能である。

本稿は次のように構成されている。第 2 節は、夫婦の相互の年収の分布や年収の決定因の分析である。第 3 節は、税金・社会保険料の支払い額の世帯および個人の分布の推計結果である。第 4 節は高齢者の社会保障給付を見たものである。世帯類型や男女別に年金給付状況を調べた。第 5 節は若年者に対する給付として保育園や児童手当を推計した。なお高齢者については介護保険から介護の実物給付が行われているが、使用した標本は介護保険実施前のものであることから推計から除いた。また育児休業給付や高齢者就業継続給付は、また家計簿上社会保障給付として記載されているはずだが、それぞれの区別がデータ上可能ではないため推計作業からは除いている。なお雇用保険年報を見ると、育児休業給付の給付額は、高齢者就業継続給付よりも格段に低く、高齢者就業継続給付は、公的年金給付に比べれば格段に低い。第 6 節は保育園の充実が正社員、パート、自営、無業といった女性の選択にどのような影響を与えるのかに関するシミュレーションであり、第 7 節は、低収入の配偶者に対する所得控除や企業給付の廃止が、パートの労働供給行動にどのよう

な効果を生むか（配偶者控除、配偶者特別控除、配偶者手当など）に関するシミュレーションである。第 7 節は結語である。

勤労者世帯夫婦の年収分布

1. 夫婦それぞれの年収の分布（勤労者世帯）

図 1 と表 1 は勤労者世帯夫婦の勤労年収分布をみたものである。世帯年収は多くの統計で調査されているが、家庭内の夫婦の収入内訳についての政府統計は実は大変少ない。背景には、世帯の厚生や生活水準に重要な指標は、世帯の収入水準であって、家計内の誰がどれだけ稼得しているかは二次的な問題としてきたことがあると考えられる。実際、労働統計における男女賃金差への注目は高く、一般雇用者に限れば男女の賃金格差は経年で縮小する傾向が見られること、パートを含めると横ばいであることなどが知られているが、家庭内の収入内訳の変化を論じられる統計そのものが少なくこの調査はそうした数少ない調査の一つである。そこで図 1 に、平成 11 年の『全国消費実態調査』を用いて勤労者世帯の夫婦それぞれの勤労年収階級別に度数を表示した。夫婦の収入格差は依然として驚くほど大きいことがわかる。左側に高い棒グラフが集まっているのは無業の妻が多いためである。勤労者世帯の妻の労働力率は 50%であり、勤労収入を見ると勤労収入がない妻が 5 割を超えている。有収入者であっても年収 103 万までを稼得する妻は多く、無収入と勤労年収 103 万円までを合わせると、勤労者世帯の妻の 67%をしめることがわかる。続いて、多いのは、妻の年収が 130 万を超えるが 250 万以下の世帯である。年収 500 万円以上を稼得する世帯主は、勤労者世帯の 59%と 6 割をしめるが、年収 500 万円以上を稼得する世帯主の妻は、勤労者世帯のわずか 5%に過ぎない。高収入の女性は夫も比較的高収入の場合が多い。

図 - 1 勤労者世帯の夫婦の勤労年収分布

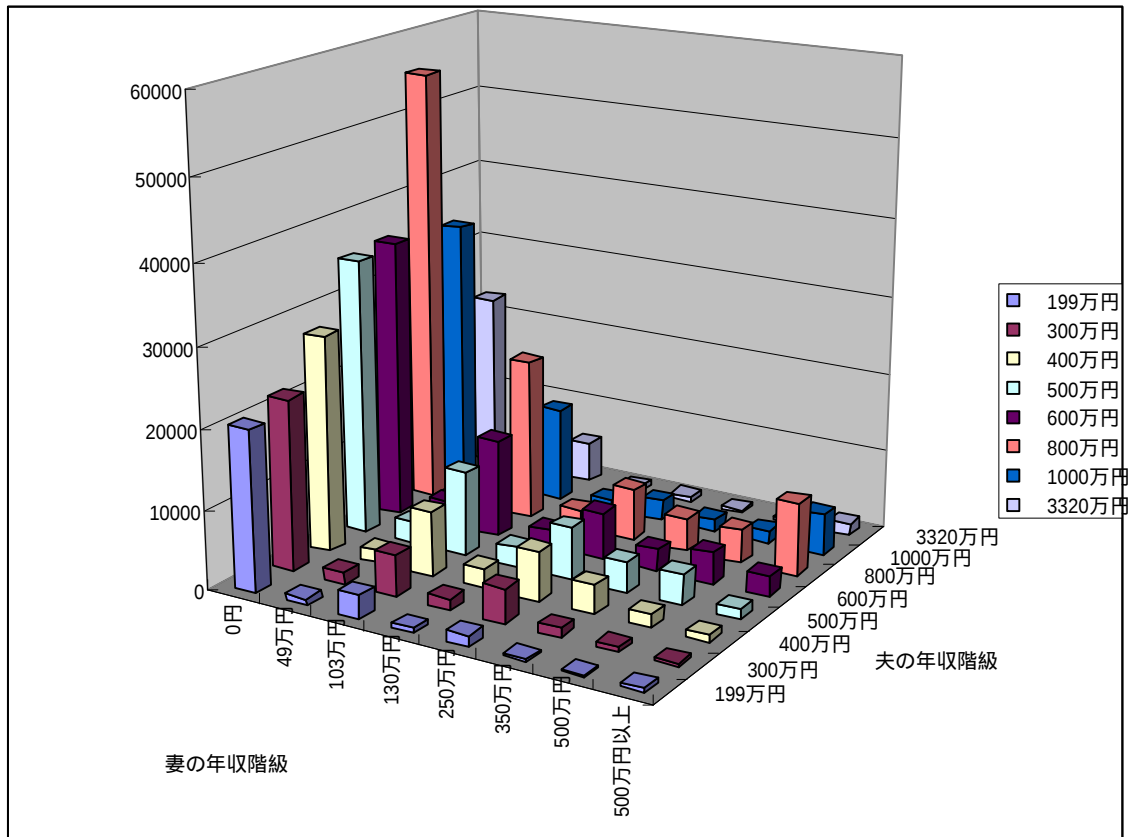


表 - 1 世帯主と配偶者の勤労年収分布（勤労者世帯）

		世帯主の妻の勤労年収階級								
		0円	49万円	103万円	130万円	250万円	350万円	500万円	500万円以上	
世帯主の勤労年収	199万円	5%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	6%
	300万円	5%	0%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	8%
	400万円	6%	0%	2%	1%	1%	1%	0%	0%	12%
	500万円	8%	1%	2%	1%	1%	1%	1%	0%	15%
	600万円	8%	1%	3%	0%	1%	1%	1%	1%	15%
	800万円	12%	1%	5%	1%	1%	1%	1%	2%	24%
	1000万円	8%	0%	3%	0%	1%	0%	0%	1%	13%
	3320万円	5%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	7%
計		56%	4%	17%	3%	8%	4%	4%	5%	100%

2. 夫婦それぞれの年収の分布（自営業主、引退世帯、勤労者世帯など）

図 - 2 は勤労者世帯以外をも含めた夫婦の総年収分布であり、自営業主等の事業収入や引退者の年金収入なども含めてみたものである。退職者が含まれることから、夫の総年収階級 199 万以下など、全体に低所得者が増える変化があり、逆に女性も公的年金受給権を持つ者が増えることから、無収入が若干減り、勤労者世帯に比べると男女の収入格差はやや縮小するが、依然として、有配偶女性の収入は低く偏っている。

図 - 2 勤労者世帯以外も含めた夫婦の年収分布

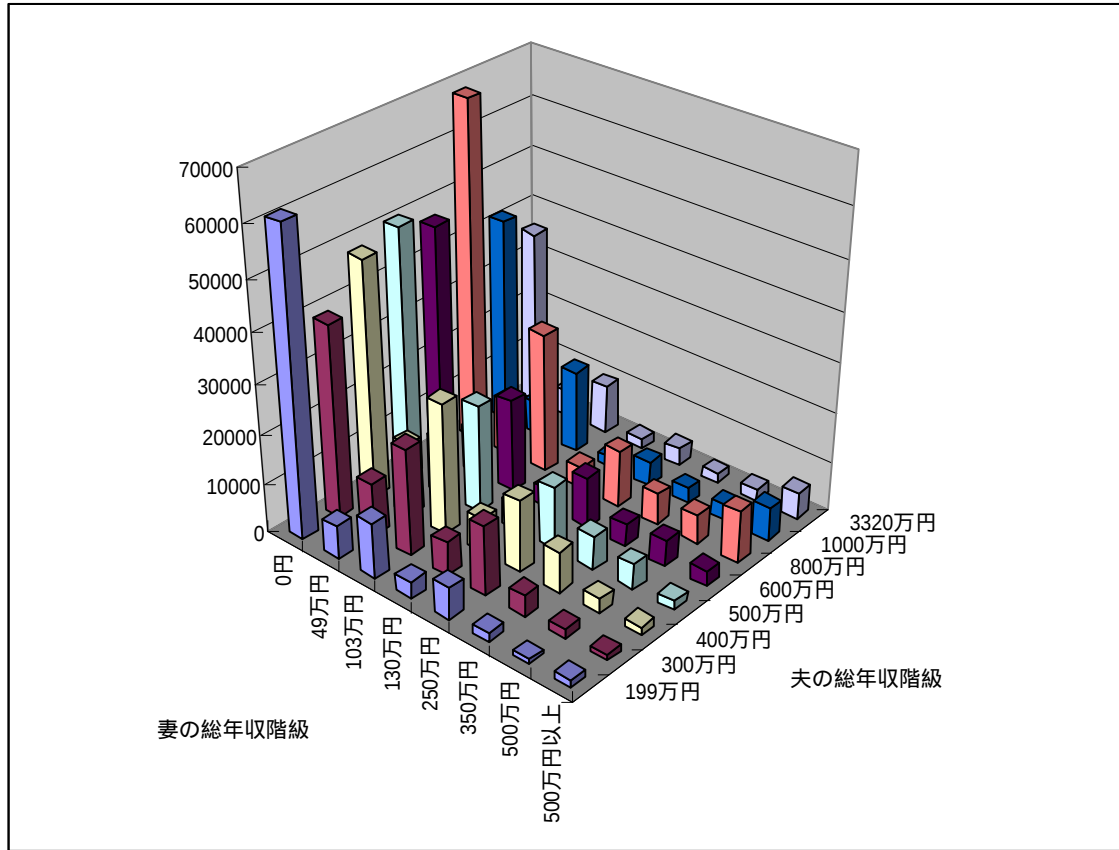


表 - 2 自営業主、退職者など、勤労者世帯以外も含めた夫婦の年収分布

		世帯主の妻の総年収階級								
		0円	49万円	103万円	130万円	250万円	350万円	500万円	500万円以上	計
世帯主の総年収	199万円	7%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	11%
	300万円	5%	1%	3%	1%	2%	1%	0%	0%	12%
	400万円	6%	2%	3%	1%	2%	1%	0%	0%	15%
	500万円	6%	1%	3%	1%	2%	1%	1%	0%	14%
	600万円	6%	1%	2%	0%	1%	1%	1%	0%	12%
	800万円	8%	1%	3%	1%	1%	1%	1%	1%	18%
	1000万円	5%	1%	2%	0%	1%	0%	0%	1%	10%
	3320万円	4%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	8%
計		47%	9%	19%	4%	9%	4%	3%	4%	100%

3. 男女の稼得勤労年収関数とその差異

男女の稼得年収が、家族の事情や、勤務先企業の特徴、また普通雇用、パートの別でどのように異なるのか、勤労年収の稼得関数を最小自乗法で推計したものが表 - 3 である。

男性は「年齢」に伴って賃金が上昇するという山型のカーブを描くのに対して、女性はこれが軽微にしか見られない。このことが第 1 に男女の賃金差を引き起こす最大の理由とこれまでも指摘されてきたが、家計簿から見ても同じ効果が見られる。また同じくらい大きい格差を引き起こす理由は、女性はパート就業が多く、パート賃金が低水準であるということである。

パートは男女ともに年齢による賃金上昇は緩やかにしか起こっていないが、女性については普通雇用でも年功的な賃金上昇の度合いは、あまりかわらない。また企業規模間の賃金差は、普通雇用で大きく、パートでは小さいが、女性普通雇用では企業規模間格差がもっとも大きく見られる。しかし女性が大企業で勤務する比率は男性よりも低い。

また幼い子どもがいることは女性の稼得年収を引き下げ、女性の稼得年収は家族事情によって大きく左右されている。一方、男性では影響がないか、むしろ引き上げる影響がある。

表 - 3 男女の勤労年収稼得関数の推計

	女性普通雇用		男性普通雇用		女性パート		男性パート	
	係数	値	係数	値	係数	値	係数	値
年齢	0.0391 ***	5.60	0.1295 ***	70.0	0.0339 ***	4.7	0.0432 ***	2.5
年齢自乗	-0.0004 ***	-4.94	-0.0014 ***	-67.5	-0.0003 ***	-4.0	-0.0005 ***	-3.2
0-4歳の子ども数	-0.1380 ***	-7.71	-0.0023	-0.5	-0.1184 ***	-6.3	0.3338 ***	2.7
5-9歳の子ども数	-0.0197	-1.34	-0.0101 ***	-2.6	-0.1081 ***	-9.0	0.2316	1.6
10-14歳の子ども数	-0.0331 ***	-2.70	-0.0072 *	-1.9	-0.0508 ***	-5.0	-0.0010	0.0
15-22歳の子ども数	-0.0390 ***	-3.38	0.0155 ***	4.3	0.0061	0.7	0.1450 *	1.9
祖母の同居	0.0450 ***	2.73	-0.0683 ***	-11.9	0.0825 ***	4.7	0.1127	1.5
夫の勤労年収(対数)	0.3057 ***	20.13			-0.0550 ***	-4.3		
企業規模5-29人	0.4306 ***	14.20	0.1395 ***	12.5	0.1204 ***	5.7	0.0876	1.1
企業規模30-499	0.5864 ***	19.60	0.2805 ***	26.2	0.2001 ***	9.5	0.1475 *	1.8
企業規模500-999	0.7632 ***	16.47	0.4274 ***	32.3	0.2716 ***	7.4	0.1346	1.0
企業規模1000	1.0591 ***	36.30	0.5607 ***	53.2	0.1753 ***	7.8	0.0821	1.0
北海道 東北	-0.0854 ***	-3.20	-0.1976 ***	-26.6	0.0744 ***	3.4	-0.1628 **	-2.2
北関東(茨城・栃木・群馬・山梨・長野)	-0.0301	-1.01	-0.1218 ***	-14.4	0.1105 ***	4.5	-0.0451	-0.5
北陸(新潟・富山・石川・福井)	-0.0525 *	-1.85	-0.1420 ***	-14.5	0.1654 ***	5.6	0.0192	0.2
東海(岐阜・静岡・愛知・三重)	-0.0713 ***	-2.46	-0.0670 ***	-8.6	0.0666 ***	3.2	-0.1002	-1.3
大阪近県(大阪・京都・兵庫)	-0.0269	-0.86	-0.0520 ***	-6.8	0.0912 ***	3.9	0.0033	0.0
近畿2(滋賀・奈良・和歌山)	-0.0756	-1.71	-0.0579 ***	-5.1	-0.0109	-0.3	0.1857	1.3
中国地方	-0.0296	-1.01	-0.1662 ***	-18.7	0.0834 ***	3.2	-0.1879 **	-2.2
四国地方	-0.0075	-0.23	-0.2035 ***	-18.8	0.0438	1.3	0.1098	0.8
北九州(福岡・佐賀・長崎・大分)	-0.0729 **	-2.29	-0.1807 ***	-19.6	0.0653 **	2.4	-0.1951 **	-2.1
南九州(熊本・宮崎・鹿児島・沖縄)	-0.1160 ***	-3.26	-0.3016 ***	-28.5	0.0907 ***	2.9	-0.2544 ***	-2.5
定数項	2.2741	14.89	3.1543 ***	76.7	3.8072 ***	26.1	4.3293 ***	9.2
サンプル数	6456		30776		7421		874	
擬似決定係数	0.3292		0.3779		0.0771		0.0814	

興味深いのは、夫婦の賃金が補填的かどうか、という点であるが、パートで働く女性に

ついては、夫の勤労年収が低いほど、補填的に働き、稼ぎが増える効果が見られる。一方、普通雇用の場合は、稼得賃金の高い夫を持つ女性は（無業選択も多いだろうが、普通雇用である場合には）自身の賃金も高い傾向が見られる。

続いて、表 - 4 では公務部門の男女の賃金関数を推計した。特に公務部門を取り上げたのは、勤続を続ける面で、また男性との賃金格差が少ないなどの点で、女性により良好な雇用機会を提供していると考えられるためであり、また実際に、女性の中で比較的高賃金を得ている者は公務部門勤務者が多かったためでもある。

すると確かに公務部門で普通雇用されている女性には、年功的に賃金が上昇する度合いが高いという証左が見られた。しかし男性の公務部門と比べると、その賃金カーブはかなり緩やかであり、また男性の民間を含めた普通雇用と比べても緩やかである。またパートについては公務部門においても年齢評価は低い。

表 - 4 公務部門における男女の勤労年収稼得関数の推計

	女性公務部門		男性公務部門	
	係数	値	係数	値
年齢	0.0319	1.63	0.2198 ***	52.0
年齢自乗	-0.0003	-1.21	-0.0024 ***	-52.0
年齢*普通雇用	0.0887 ***	4.07		
年齢自乗*普通雇用	-0.0010 ***	-3.88		
0-4歳の子ども数	-0.1035 ***	-4.00	-0.0286 ***	-2.8
5-9歳の子ども数	-0.0172	-0.87	-0.0578 ***	-6.9
10-14歳の子ども数	-0.0246	-1.44	-0.0509 ***	-6.7
15-22歳の子ども数	-0.0420 ***	-2.56	-0.0057	-0.8
祖母の同居	0.0188	0.78	-0.0594 ***	-5.2
夫の勤労年収(対数)	0.1309 ***	5.79		
北海道・東北	-0.0079	-0.21	-0.1039 ***	-6.5
北関東（茨城・栃木・群馬・山梨・長野）	0.0157	0.40	-0.1073 ***	-5.9
北陸（新潟・富山・石川・福井）	-0.0671	-1.61	-0.0758 ***	-3.4
東海（岐阜・静岡・愛知・三重）	0.0165	0.43	-0.0418 **	-2.2
大阪近県（大阪・京都・兵庫）	0.0682	1.61	0.0098	0.5
近畿2（滋賀・奈良・和歌山）	-0.0945 *	-1.68	-0.0940 ***	-3.7
中国地方	-0.0403	-0.95	-0.0828 ***	-4.3
四国地方	-0.0315	-0.70	-0.1299 ***	-6.0
北九州（福岡・佐賀・長崎・大分）	-0.0798 *	-1.78	-0.1000 ***	-5.1
南九州（熊本・宮崎・鹿児島・沖縄）	0.0026	0.05	-0.1461 ***	-7.0
普通雇用	-0.2357	-0.51		
定数項	2.8746 ***	7.03	1.7575 ***	18.6
サンプル数	0.6972		6620	
擬似決定係数	2773		0.3519	

4．妻の収入が夫婦の収入に占める割合

無業者を含め、妻の収入が夫の収入に占める割合という変数を作成し、日本の家庭における女性の家計上の貢献度を見ることとした。すると世帯主の年収階級別に階級平均をとると、勤労者世帯の平均値は 19%とかなり低いものであった。世帯主の年収が低いほど、女性の貢献は高くなっているが、世帯主の年収が 500 万を超えると、妻の貢献度は下がっていく。たとえば世帯主収入が 200 万以上 400 万未満では 25%程度であるが、世帯主年収が 601 万から 800 万円では、16%に下がり、世帯主年収 801 万から 1000 万では 12%である。これは 3 で見たように、女性の年収が全体に低水準であり、格差が少ないため、世帯主所得が上がるほど家計に占める年収割合が下がっていくためと考えられる。なお勤労者世帯に限らず、引退世帯や自営業を含めると 27%と若干上がる。

表 - 5 妻の収入が夫の収入にしめる割合

世帯主の収入階級	妻の勤労収入が夫の勤労収入に占める割合(勤労者世帯)	妻の年収が夫の年収に占める割合
199万円	51%	118%
300万円	25%	34%
400万円	24%	26%
500万円	19%	20%
600万円	17%	18%
800万円	16%	17%
1000万円	12%	13%
1000万円以上	5%	9%
計	19%	27%

この節では、家計内の男女は、労働市場の男女に比べるとさらに大きい稼得収入の格差があることが示された。もっとも格差が大きいとしても、夫婦の合意のもとに、自由な選択としてこのような選択がなされ、かつ、家庭内の収入の配分やその決定権が平等であれば問題にすべきことではないだろう。しかしながら、稼得賃金関数からは、男女で著しく賃金関数が異なることが示された。このように稼得機会が男女で異なっているために、夫婦分業以外の選択はとりにくい状況があることが示されたともいえる。換言すれば、世帯の金銭的な豊かさは、男性賃金で決まっており、女性の貢献はきわめて限られているということが示されたともいえる。このような状況が持つ問題性は現代日本において従来より高まっていると考えられる。第 1 に就業継続を望む女性が増えていること。第 2 に離婚が増えているが、世帯内の収入格差が大きいほど、離婚による女性の貧困が高まると考えられること。第 3 に男女ともに失業リスクが高まっており、夫婦間の収入分布のあり方によって、失業のリスクはより高くなりうること。第 4 に女性は収入を持つにしても結婚後はたいした収入を稼得できない、という予想すれば、低収入の男性との結婚を回避すること

を望むことになるだろうが、未婚期の男女の賃金格差は縮小しており、期待に沿うマッチングが人口全体で成立することは不可能となっていることである。さらに就業継続を希望する女性が増える中で、子どもを持った際の調整をほとんど女性が行っていることから、子どもを持つことの負担感が高まっている可能性も高い。

勤労者世帯の夫婦の税金・社会保険料（推計）

1. 税金・社会保険料の推計方法

本節では年収や家族構成をもとに、税金と社会保険料の推計を行う。こうした方法をとったのは、夫と妻それぞれの年収実額がわかること、勤労者世帯については、税金・社会保険料を推計するための情報がかなり得られるためである。自営業については、資産の減価償却など、推計に足るだけのデータを十分に把握できないことから推計は行わない。方法は以下のとおりである。

- A. 『全国消費実態調査』では、夫婦それぞれの勤労年収実額、家族構成などがわかるため、給与所得控除、配偶者控除、配偶者特別控除、年少扶養控除、特定扶養控除、老人扶養控除など諸控除を計算することができる。ここから夫婦それぞれの所得税と住民税を計算する。
- B. 夫婦の社会保険料は、具体的な身分がわからないため、以下のように想定した。夫が普通雇用であれば、厚生年金、政府管掌健康保険、雇用保険とし、勤労年収によって保険料を決める。標準報酬月額を、ボーナスを3.5ヶ月分と想定し年収から算出する。なお公務員や教員などは、本来は国家公務員、地方公務員、私学共済組合など共済組合保険に加入している。組合によって厚生年金保険料と保険料は若干差があり、また公務員は雇用保険に非加入であるといった差はあるが、合計の保険料はそれほど大きく厚生年金と変わらず、これで代理した。また夫がパートの場合は、年金は20歳から60歳未満で年収240万円未満は第1号被保険者、また健康保険は、年齢制限をおかず、均等割り平等割等の合計を5万円とし加えて住民税の3.5倍とし計算した。ただ実際には自治体ごとに健康保険料はかなり大きい差があるがこのような単純化をした。上限は年額53万円である。パートであっても年収240万円以上は普通雇用を含めた。240万円は恣意的な基準ではあるが、男性世帯主59歳以下の勤労者世帯で、夫がパートである者は、1.95%に過ぎないこと、その平均年収は、195万円であることから、この方法をとったことで推計上の大きい齟齬が起きることはないと思う。
- C. パートや自営業者の社会保険の加入状況をどう想定するは、妻についてより問題が大きい。勤労者世帯で男性世帯主が59歳以下の世帯を取り出すと、妻の19%がパートであり、14%が普通雇用、12%が自営、56%が無業である。勤労者世帯とはいえ、自営業に従事する女性が少なくない。そこで20歳以上60歳未満の場合、基本的に第1号被保険者とした上で、夫を厚生年金と想定した場合は、妻は自営、パートを

問わず、年収が 130 万円未満ならば社会保険料はゼロとした。しかし妻が 130 万円以上を得る場合は、上記条件にかかわらず第 1 号被保険者を想定した。また妻が 100 万円以上を稼得し、かつ、普通雇用である場合は厚生年金を、またパートであっても年収が 100 万円以上で年間の推計労働時間が 1500 時間を越える場合は、通常の労働者の労働時間の 3/4 以上という基準に照らして厚生年金とした。しかし、実際には年間労働時間が 1500 時間を超えても厚生年金には入れない零細企業のパート女性はいると考えられる。また雇用者であっても厚生年金に入っていない男性が増えているとも言われており、この場合、妻が年収 130 万円以下であっても第 1 号被保険者であっても保険料の免除はない。しかし詳細がわからないため、上記の条件を仮定した。最後に国民健康保険加入者の保険料は、妻は平等割りと自身の住民税から金額を算出、ただし夫が国民健康保険で上限額を払う場合は 0 とおいた。

このような前提のもとで推計値として、社会保険料と所得税、住民税を計算した。あくまでも推計値ではあるが、勤労者世帯の給与所得にかかる税金については、所得税、住民税ともに比較的正確に推計できているはずである。

2. 夫婦合計の税金・社会保険料

以下では勤労者世帯について、推計による税金（所得税および住民税）、社会保険料分布を見る。

図 - 1 は夫婦の税金(所得税および住民税)の合計額を、世帯主男性、およびその配偶者の勤労収入階級平均別に見たものである。税金は、給与収入の額だけでなく、給与所得控除の額、妻が扶養家族であるか、扶養家族の子どもが何人いるか、高齢者と同居しているかなどに依存するから、階級の中でも、もちろんバラツキがある。しかし階級平均を見ると、世帯主男性の勤労収入が 500 万円未満であり、かつ妻の収入が 103 万円未満では税金は所得税、住民税を合わせて年間で 10 万円未満とかなり低いと推計される。

なおこのグラフは、このような税金を払っている世帯がどの程度の人数いるかを示したのではない。それを見るには図 1 のヒストグラムを参照されたい。人数として多いのは、図 - 1 が示すように世帯主の勤労収入が 301 万から 1000 万円までの階級であり、また妻の勤労収入は 0 の世帯がもっとも多いため、平均的な世帯の税金(所得税・住民税)負担は比較的軽いものとなっている。

図 — 1 税金（所得税・住民税）の推計値

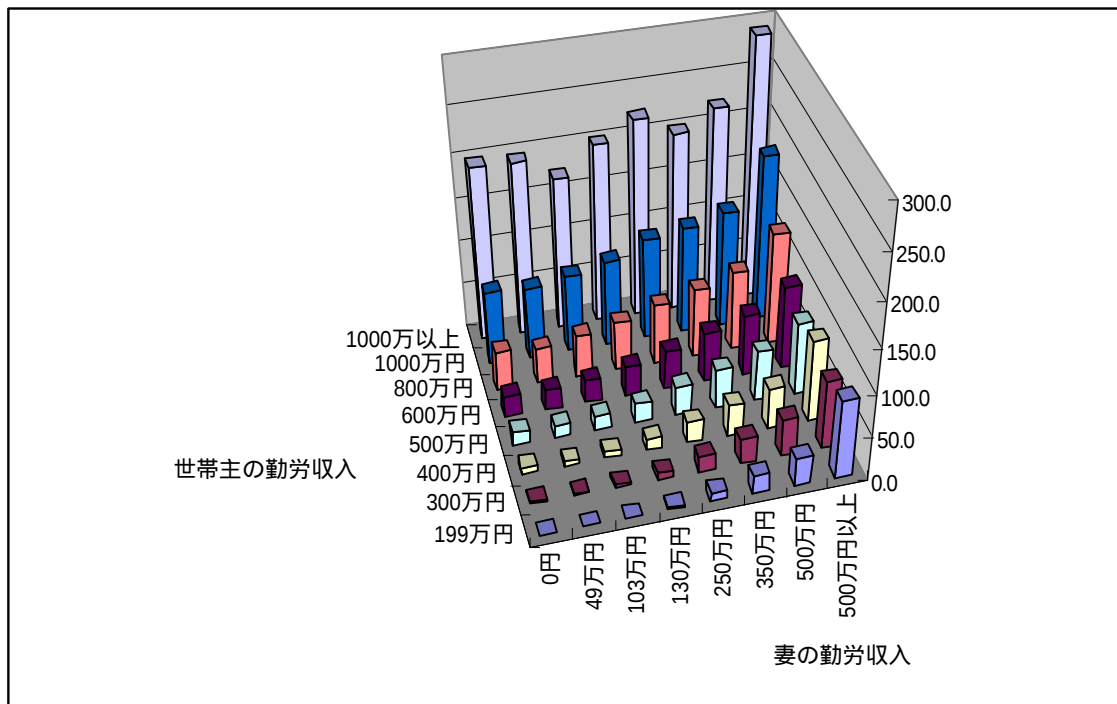


表 — 1 勤労者世帯の税金分布（推計値）

（万円）

		配偶者の妻の勤労年収階級								計
		0円	49万円	103万円	130万円	250万円	350万円	500万円	500万円以上	
世帯主の勤労年収	199万円	0.1	0.0	0.2	2.3	10.6	21.0	32.3	89.1	4.4
	300万円	2.1	1.5	3.1	7.4	17.7	29.3	42.7	78.3	7.6
	400万円	7.1	5.3	7.7	13.4	24.3	35.6	46.5	92.8	14.8
	500万円	14.7	13.7	16.4	21.9	33.7	45.5	57.7	82.7	23.2
	600万円	24.2	22.9	25.8	33.9	43.9	57.1	69.8	94.9	34.0
	800万円	44.5	40.6	47.9	55.7	67.7	78.3	91.2	128.1	58.0
	1000万円	84.9	81.4	87.8	97.5	116.1	121.5	132.4	188.6	99.0
	1000万円以上	198.4	196.8	173.1	202.7	223.5	201.9	222.6	293.2	199.2
計		47.9	36.1	44.5	38.7	46.4	60.8	77.4	142.2	53.1

図 - 2 は世帯の夫婦合計の社会保険料を推計した結果である。社会保険料は、税金と異なり、扶養控除等がなく、直接に給与に対してかかる。一方で、累進的な料率は課されない。このために、特に低収入者では税金に比べて金額が高く、高収入者では税金に比べて金額が低い。このような構造を持っているため、図 - 1 に示した度数分布から平均的な勤労者世帯においては、税金負担は軽く、社会保険料負担はより重いものとなっている。

表 - 3 は世帯主、その配偶者の年収階級ごとにみた税金と社会保険料計の階級平均値である。

図 - 2 社会保険料の推計値

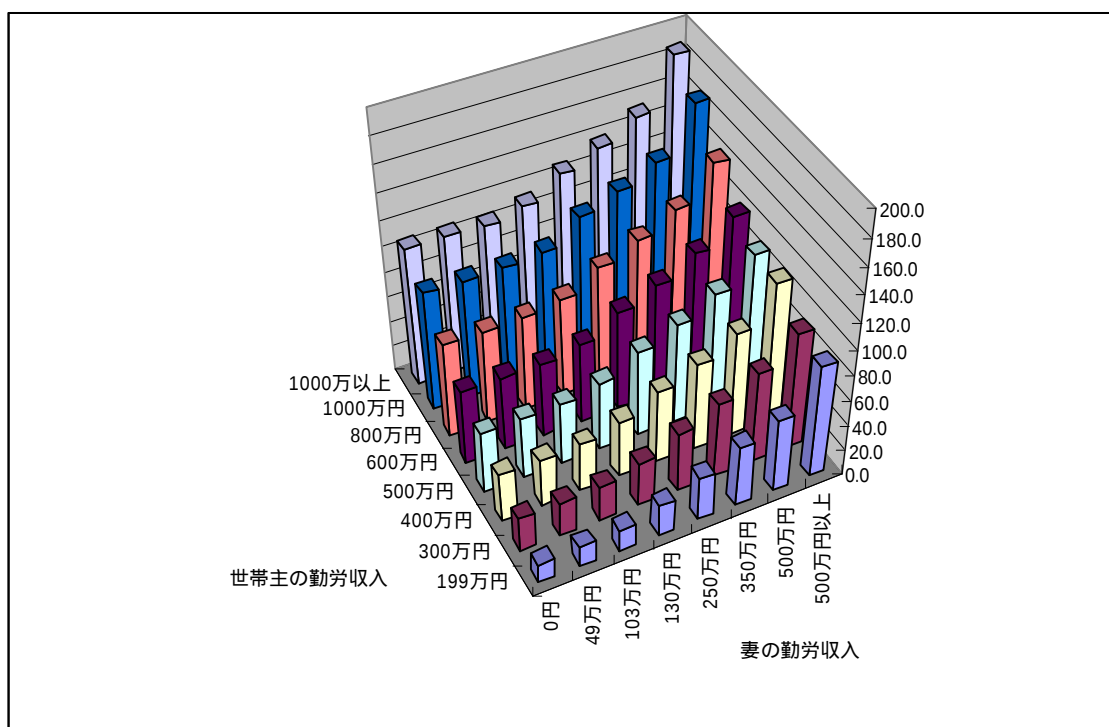


表 — 2 勤労者世帯の社会保険料分布（推計値）

（万円）

		配偶者の妻の勤労年収階級								計
		0円	49万円	103万円	130万円	250万円	350万円	500万円	500万円以上	
世帯主の勤労年収	199万円	14.8	16.1	17.0	24.1	34.6	47.0	56.8	88.1	20.6
	300万円	26.9	27.2	27.6	34.8	46.6	58.3	72.0	91.8	33.2
	400万円	37.9	37.6	38.3	45.1	57.7	68.9	81.8	109.7	46.1
	500万円	47.8	47.8	48.2	53.5	67.4	78.9	92.0	111.8	56.1
	600万円	58.3	58.3	58.4	63.3	78.1	89.6	103.6	122.0	67.3
	800万円	73.8	73.8	74.3	78.8	93.4	105.0	118.2	143.6	85.0
	1000万円	93.8	92.9	93.4	95.9	113.3	123.3	135.7	170.1	103.7
	1000万円以上	107.9	108.1	106.4	112.2	127.6	138.4	152.4	188.2	112.5
計		63.4	59.4	63.6	60.1	72.8	87.5	104.4	144.4	71.0

表 - 3 勤労者世帯の税金・社会保険料の合計値の分布（推計値）

		配偶者の妻の勤労年収階級								計
		0円	49万円	103万円	130万円	250万円	350万円	500万円	500万円以上	
世帯主の勤労年収	199万円	14.9	16.1	17.3	26.3	45.1	68.0	89.1	177.2	25.0
	300万円	29.0	28.7	30.7	42.2	64.3	87.7	114.7	170.1	40.8
	400万円	45.0	42.9	46.0	58.6	82.0	104.5	128.4	202.5	60.9
	500万円	62.5	61.5	64.5	75.4	101.1	124.4	149.7	194.5	79.4
	600万円	82.5	81.2	84.2	97.2	122.1	146.8	173.4	216.9	101.3
	800万円	118.3	114.4	122.1	134.5	161.1	183.2	209.4	271.7	143.0
	1000万円	178.7	174.3	181.2	193.4	229.4	244.9	268.1	358.6	202.7
	1000万以上	306.3	304.9	279.5	314.9	351.0	340.3	375.0	481.4	311.7
計		111.3	95.4	108.2	98.8	119.2	148.3	181.7	286.7	124.1

表 — 4 は 65 歳以上の無職高齢世帯主の社会保険料である。社会保険料については、勤労者世帯以外も比較的正しい推計が可能であることから夫婦合計の社会保険料の分布を推計した（妻は 65 歳未満で有業の場合も含まれる。）まず年金保険料の負担は無職であるため免除されている。また国民健康保険料は地域別に差があるものの住民税に依存する部分が多い。しかし住民税が年金控除等によって低いことから、高齢者の社会保険料負担は全体に低いものとなっている。

表 — 4 世帯主が 65 歳以上で無職の世帯の社会保険料の分布（推計値）（万円）

		配偶者の妻の年収階級									世帯主の 分布
		0円	49万円	103万円	130万円	250万円	350万円	500万円	500万円以上	計	
世帯主の 年収	199万円	7.9	7.3	7.3	7.4	8.8	10.0	22.6	90.6	8.0	25%
	300万円	8.7	7.4	7.4	7.2	8.3	11.5	20.5	58.1	8.4	28%
	400万円	8.9	7.4	7.5	7.4	8.8	9.6	16.0	62.8	8.4	30%
	500万円	10.1	7.4	7.4	8.6	9.4	14.6	14.9	49.6	9.4	9%
	600万円	9.0	8.3	9.2	7.4	11.1	20.5	7.0	7.0	9.4	3%
	800万円	17.1	11.3	8.2	11.6	16.7	20.5	26.6	40.0	15.0	2%
	1000万円	12.7	11.3	19.6	-	-	75.7	7.0	118.2	21.8	1%
	1000万以上	25.7	53.4	23.0	56.3	26.2	55.0	-	17.0	32.1	1%
	計	9.0	7.7	7.6	7.6	9.0	11.6	18.0	54.0	8.7	100%
	配偶者の分布	35%	17%	25%	7%	10%	5%	1%	1%	-	100%

3 . 夫婦の働き方と合計の税金、社会保険料の差異（勤労者世帯）

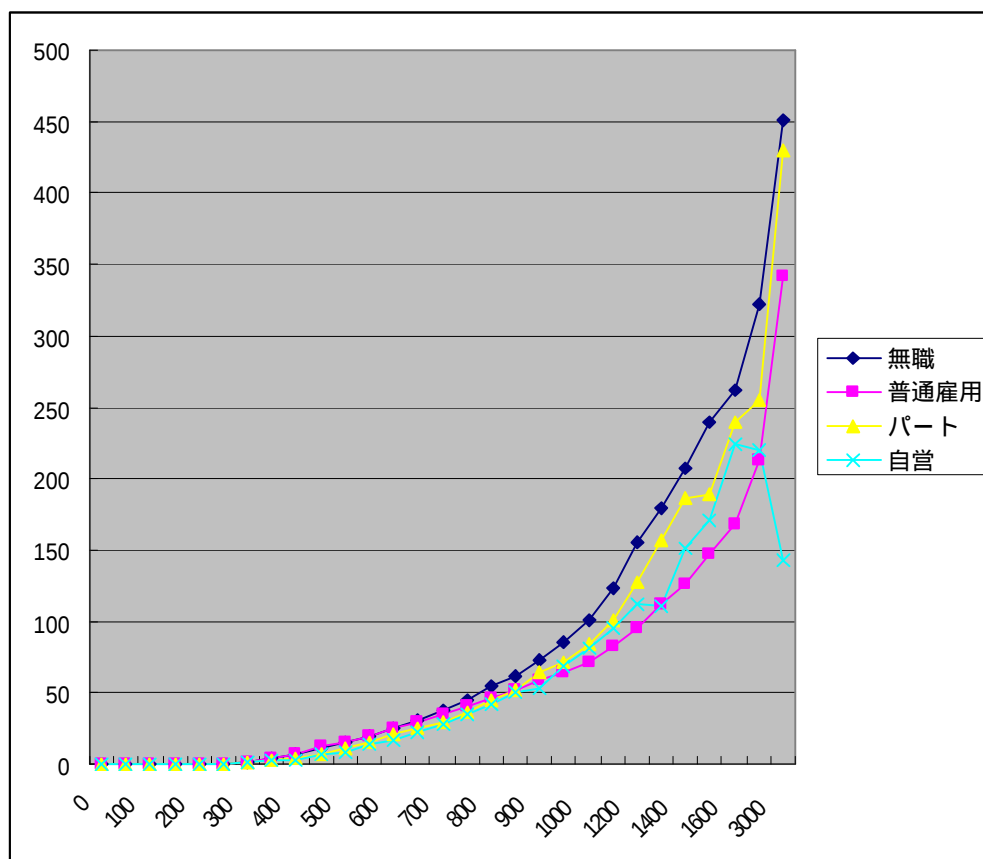
妻の就業形態によって、夫婦合計の勤労収入に課される税金や社会保険料に差があるかどうか、推計された税金、社会保険料をもとに検討した。横軸は世帯の総収入階級である。既に述べたように、事業収入等に対する税金は計算に入れていないため、特に妻が自営業で高い収入を得ている場合には、税金が実際よりも低くしか推計されていない点は留意が必要である。

税金については、夫の所得が上がるほど、妻が無職である世帯の税金が相対的に高くなる。これは 1 人の稼得者が得る給与に比べて、同額の給与であっても、複数の稼得者が得

る給与の場合に、給与所得控除が高く設定されているからである。

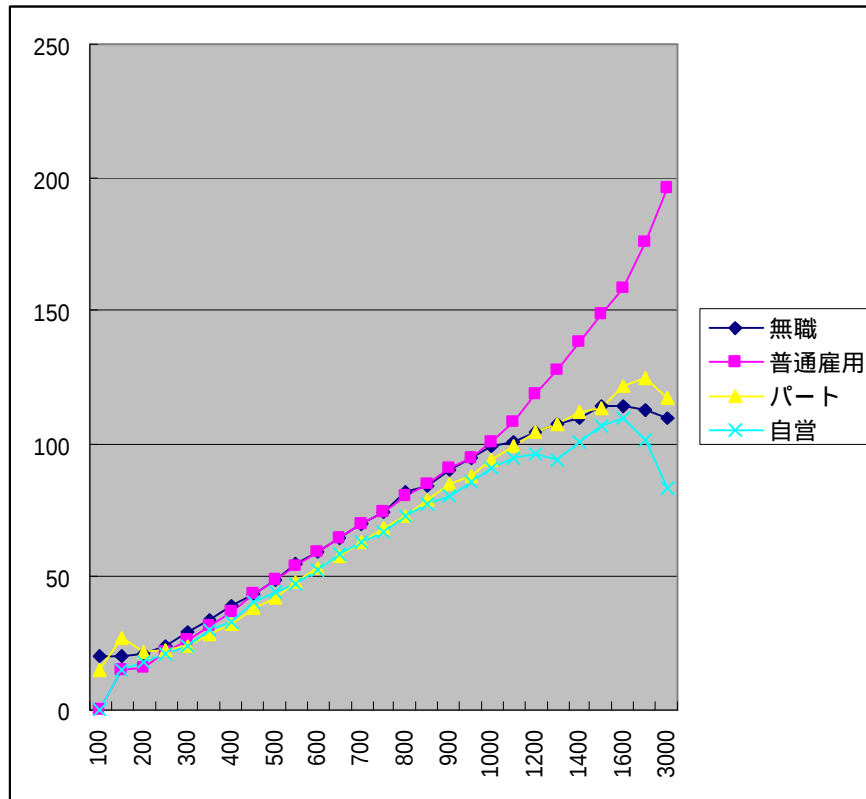
実際には、こうした差が出る高収入領域で妻も給与所得控除を受けるだけの稼ぎのある世帯は多くはなく、中位数は、夫婦合計の総収入が 700 万円のあたりである。この周辺では、妻がパートの場合と妻が自営の場合には世帯の税金はやや低くなっている。これは多くの世帯で、非課税パートや非課税自営を選択し、税金を節約していることを示している。またこの給与水準のもとでは、妻が無職であっても、妻が普通雇用世帯であっても、税金負担は、給与総額に対してほぼ同一であり、妻が働くことによって税金が下がるといった効果はあるとしてもごくわずかである。

図 ー 3 妻の就業形態別にみた勤労者世帯の世帯総収入と推計税金額



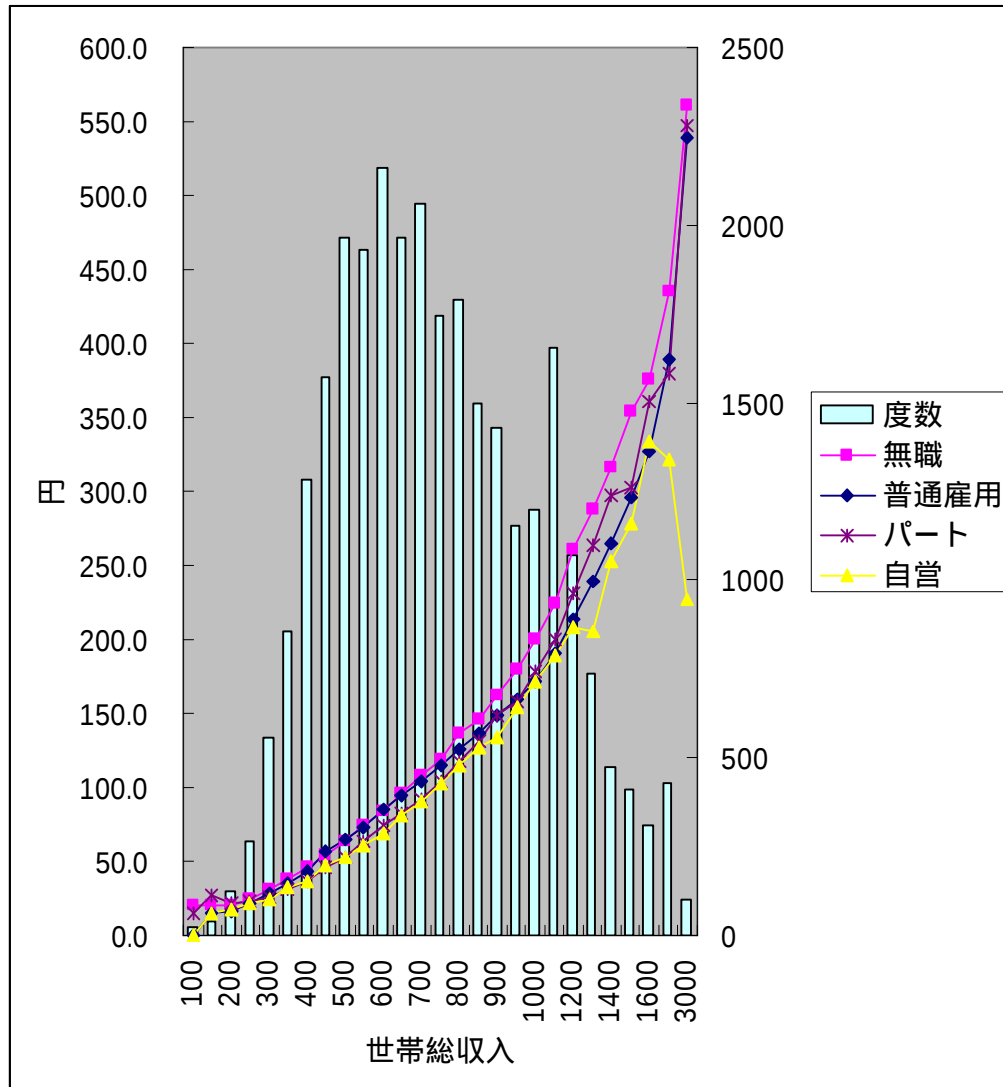
一方社会保険料を見たものが図 ー 4 である。これは医療保険でもっとも高く、続いて年金、雇用保険である。すなわち、上限を上回る収入を得る世帯の社会保険料は一定であり、上がらない。しかし上限は世帯単位ではなく、個人単位で課されている。このため、税金とは逆に、高収入の勤労者世帯を見ると、妻が無職者である世帯に比べると、妻が普通雇用である世帯で世帯の合計の社会保険料負担は大きく高いものとなっている。また妻がパートや妻自営では 130 万までが免除されるため、もっとも低くなっている。

図 —4 妻の就業形態別にみた勤労者世帯の世帯総収入と推計社会保険料額



最後に世帯単位の世界保険料と税金の総合計をしたものが図 —5である。年収 400 万から 1000 万までは、妻がパートや自営の世帯は、妻が普通雇用の世帯よりも負担が軽くなっている。これは税金や社会保険料が免除されているためと考えられる。その間、650 万円までは、妻が無職の世帯と妻が普通雇用の世帯は負担は収入に対して相対的に高く、差は少ないが、世帯収入が 650 万円を超えるあたりで、妻が無職の世帯の負担がもっとも重くなっている。これは、給与所得控除等が 1 人分であること、妻の非課税分の収入なしで夫に税金がかかるところからである。なお自営業の税金計算は不十分であるので、妻自営の年収が高いところで妻自営業世帯の負担が低く出ているが、これは推計上の制約の結果である。

図 5 妻の就業形態別にみた勤労者世帯の推計税金・社会保険料合計負担



このような税金と社会保険料の効果を計量分析で抽出すると表 5 のとおりである。ここでは勤労月収にしめる、当該者が家計簿記入した社会保険と税金が勤労月収にしめる割合を被説明変数とした。

夫婦合計の月収に比べて妻の月収は税金・社会保険上やや負担が軽くなる方向に作用していること、子ども数の増加は、税金負担を軽くする考慮がなされていること示されている。後者は税金面だけの効果である。

表 - 5 夫婦の勤労月収に社会保障と税金負担が占める割合
(勤労者世帯、世帯主が 54 歳以下)

独立変数	係数	t値
妻の勤労月収(対数)	-0.002359 ***	-30.58
夫婦合計の勤労月収(対数)	0.057084 ***	45.27
世帯人員(対数)	0.019861 ***	5.41
世帯人員に占める0～4歳の子の割合	-0.083806 ***	-13.42
世帯人員に占める5～9歳の子の割合	-0.091747 ***	-14.50
世帯人員に占める10～14歳の子の割合	-0.086008 ***	-13.84
世帯人員に占める15～19歳の子の割合	-0.081823 ***	-13.37
世帯人員に占める19～22歳の子の割合	-0.043587 ***	-7.02
有職の息子同居ダミー	0.036105 ***	17.31
有職の娘同居ダミー	0.027151 ***	13.48
有職の父同居ダミー	0.014995 ***	4.69
母親同居ダミー	0.001186	0.69
父親同居ダミー	-0.002842	-1.34
夫25-29	0.002750	0.68
夫30-34	0.006002	1.53
夫35-39	0.008939 *	2.27
夫40-44	0.008957 *	2.24
夫45-49	0.011182 **	2.78
夫50-54	0.010595 **	2.62
定数項	-0.562335 ***	-34.95
サンプル数	25522	
調整済みR2乗	0.1876	

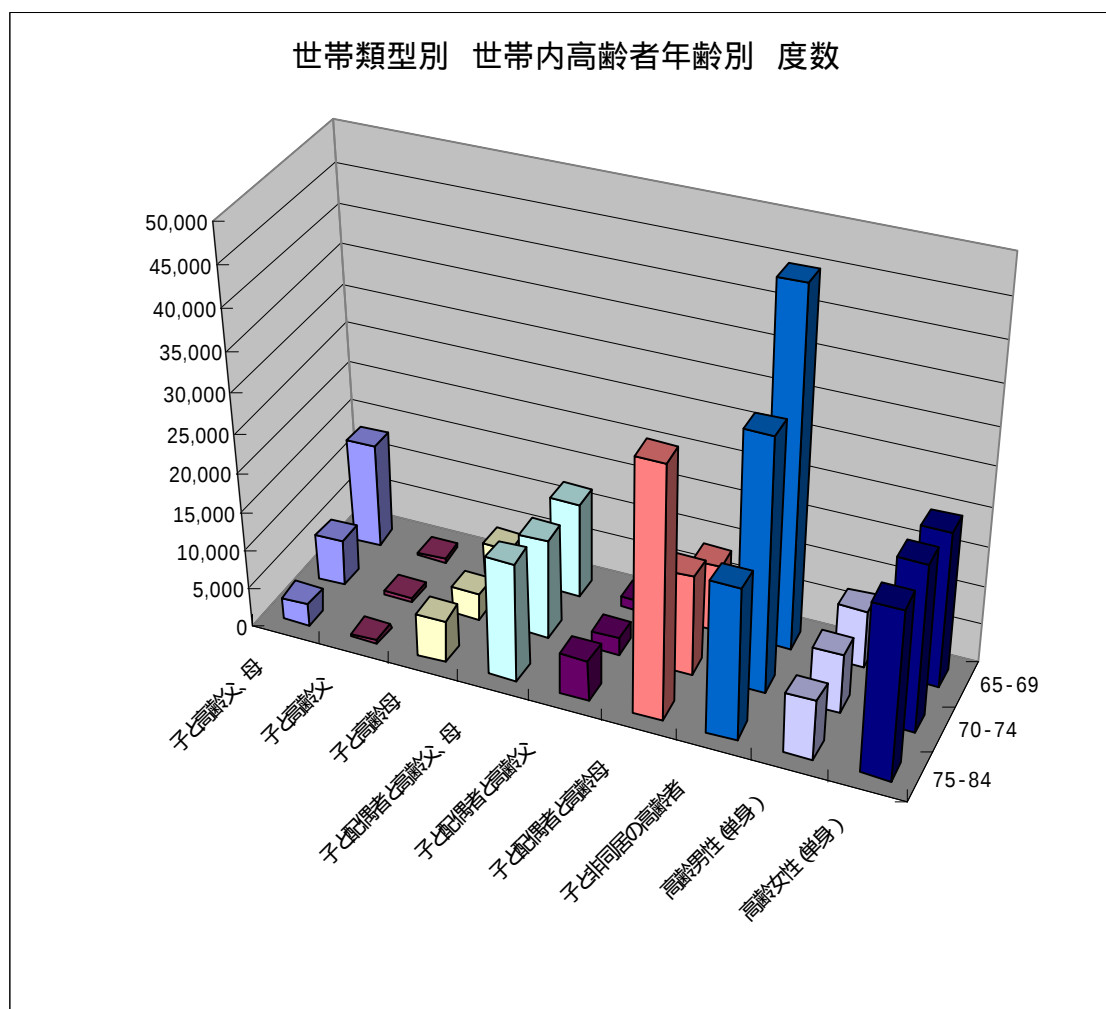
高齢男女への年金給付の状況

1. 高齢男女の家族同居の状況

高齢者が誰と同居しているかを見たものが図 - 1 である。65-69 歳階級では、高齢夫婦のみで独立して生活する世帯が多い。このような世帯は年金給付額の充実とともに経年で増えてきた。また単身女性も多い。従来単身高齢女性は子どもと同居することが多かったが、単独で暮らす女性が増える傾向にある。続いて、未婚の子どもと暮らす父母がこの年齢階級では多く、また子ども夫婦と暮らす高齢夫婦も同じくらいの割合でいる。75-84 歳階級を見ると大きい変化が見られる。高齢夫婦 2 人暮らしは大きく下落、子ども夫婦に引き取られる高齢女性が増える。単身女性の割合も増える。

この図からは、既婚の高齢女性の次のようなパターンを想像することができる。おおむね 60 代は夫を世帯主とする高齢者のみの世帯を営む。その後 70 代後半以降、夫が世帯から退出（おそらくは入院や死亡）するのを期に、有配偶の子を世帯主とする世帯に移動するのである。有配偶の子と高齢の両親が同居する世帯、高齢者の単身世帯の度数には目立った変化はない。親が高齢の単身男性に比べ、高齢の単身女性の数は 3 倍弱と大きい。

図 - 1 世帯類型別にみた世帯内高齢者の年齢別度数



- * 65 歳以上 85 歳未満の者を、世帯内高齢者とする。
- * 男性の世帯内高齢者がいる場合はその男性の年齢を、女性の世帯内高齢者のみの場合はその女性の年齢を、世帯内高齢者の年齢とした。
- * 「子と非同居の高齢者」は、2 人以上世帯でかつ子と同居していない高齢者のいる世帯である。このタイプの 9 割以上が、高齢の夫婦のみ世帯である。
- * 子どもに配偶者がいる場合、続き柄「父」「母」は、実父母と義父母の双方を意味する。
- * 後での計算の都合上、世帯内高齢者が「その他の世帯員」(世帯主や世帯主配偶者ではない世帯員)であるとき、65 歳以上 85 歳未満の「その他の世帯員」が 3 人以上いる世帯を除外して作図している。

2 . 世帯類型、年齢階級、男女別に見た年金給付の状況

図 - 2 は、世帯類型別にみた高齢者の年齢階級別年金収入金額の平均値である。高齢者二人暮らしの年金が平均的に一番高く豊かである。続いて未婚の子どもがいる高齢夫婦

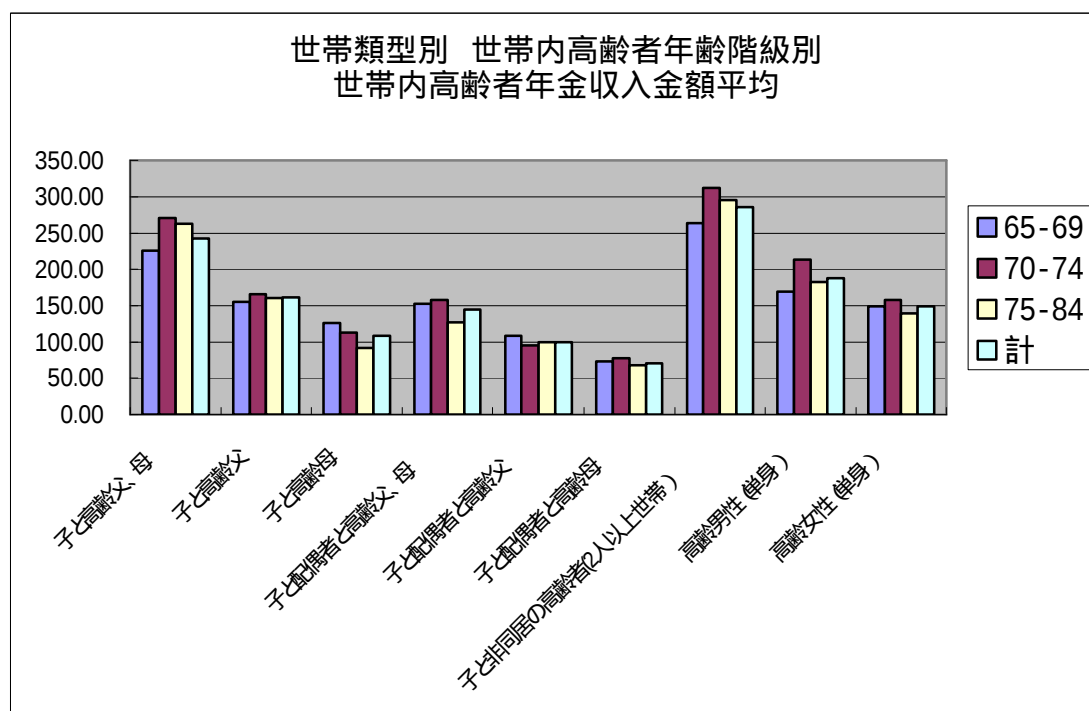
の年金額が高い。年金給付額が高いから高齢夫婦が独立した暮らしが可能なのだと想像できる。

男女差に注目すると、子ども夫婦に引き取られた高齢女性、未婚の子どもと暮らす高齢女性の年金額がもっとも低く、平均で年間 80 万円から 100 万円程度である。

単身男女を見ると年金給付額は、女性は 150 万円程度で男性よりやや低いものとなっている。

65-69 歳層、70-74 歳層、75-84 歳層の中では、70-74 歳層の平均年金受給額がわずかに高いが大きい格差は見られない。年金加入年数の世代格差が縮小していること、一方で後世代ほど加入年数あたりの年金給付が下がっていることが関係しているかもしれない。

図 - 2



- * 65 歳以上 85 歳未満の者を、世帯内高齢者とする。
- * 男性の世帯内高齢者がいる場合はその男性の年齢を、女性の世帯内高齢者のみの場合はその女性の年齢を、世帯内高齢者の年齢とした。
- * 「子と非同居の高齢者」は、2 人以上世帯でかつ子と同居していない高齢者のいる世帯である。このタイプの 9 割以上が、高齢の夫婦のみ世帯である。
- * 子どもに配偶者がいる場合、続き柄「父」「母」は、実父母と義父母の双方を意味する。
- * 後での計算の都合上、世帯内高齢者が「その他の世帯員」(世帯主や世帯主配偶者ではない世帯員)であるとき、65 歳以上 85 歳未満の「その他の世帯員」が 3 人以上いる世帯を除外して作図している。

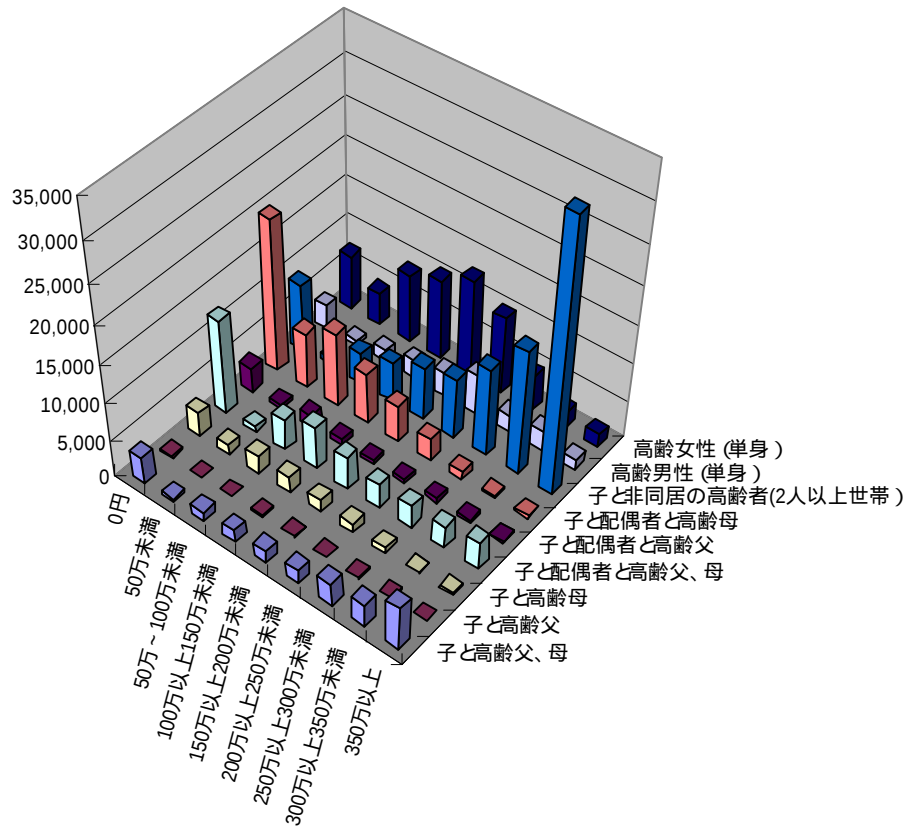
* 高齢父母が同居する世帯では父母の年金収入金額の平均を、高齢父または高齢母の一方しかいない世帯では父または母本人の年金収入金額の平均を示した。

図 - 3 は、主な家族類型別に、世帯の年金給付額をみたものである。まず夫婦 2 人暮らしの年金給付額が高いこと、350 万以上階級が他と比べて突出していることが目立つ。こうした世帯は企業年金等も高い世帯でもあり、恵まれた高齢者に対して潤沢な移転が行われていることを示している。一方で、子ども夫婦に引き取られる女性の年金は 100 万未満階級が多い。無年金者も多く、子というセーフティネットを失えばその生活基盤は非常に危ういものである。また、高齢の単身男性・単身女性にも無年金者が 10% 程度存在している。家族同居規範が薄れつつある中、女性の年金権は生活の糧としてますます重要になっていくことだろう。

高齢単身女性は、生涯単身であり、自身の職業履歴により年金権を得た者と、遺族年金受給者とが含まれるだろうが、女性の中では比較的恵まれているとはいえ、年金は 150 万から 200 万階級が多い。

図 - 3

世帯類型別 世帯内高齢者年収階級別 度数



- * 65歳以上85歳未満の者を、世帯内高齢者とする。
- * 「子と非同居の高齢者」は、2人以上世帯でかつ子と同居していない高齢者のいる世帯である。このタイプの9割以上が、高齢の夫婦のみ世帯である。
- * 子どもに配偶者がいる場合、続き柄「父」「母」は、実父母と義父母の双方を意味する。
- * 計算の都合上、世帯内高齢者が「その他の世帯員」(世帯主や世帯主配偶者ではない世帯員)であるとき、65歳以上85歳未満の「その他の世帯員」が3人以上いる世帯を除外して作図している。

高齢父母が同居する世帯では父母の年金収入金額を、高齢父または高齢母の一方しかいない世帯では父または母本人の年金収入金額を、世帯内高齢者年金収入階級とする。

3. 夫婦それぞれの公的年金の受給状況

夫婦合計の年金受給の研究はあるが、夫婦それぞれの年金受給についての研究は少ない。ここまでは夫婦合計、あるいは世帯内合計の年金額を見てきたが、世帯主とその配偶者の

年金受給のそれぞれの状況を見ることにする。

表 - 4 は、世帯主の妻の公的年金受給額の分布である。平成 6 年に 70 歳以上の女性では、無年金が 29%であったが、平成 11 年には 21%に減少している。女性の就業経験が増加したというだけでなく、平成 6 年は 1985 年改正の施行から 8 年経過、平成 11 年は 13 年経過しており、第 3 号制度の創設とともに無年金の主婦が減少した効果が大いと考えられる。しかし無年金の減少は女性に限るものではなく、図には示していないが、男性についても、平成 6 年と平成 11 年を比較すると、無年金者はやや減少、世帯主の年金階級が 250 万以上である高齢夫婦世帯は、平成 6 年は 38%だったが、平成 11 年には 49%に上昇し、平均的な高齢者が受け取る年金額は拡充している。

表 - 1 世帯主の配偶者（女性）の年金受給の分布とその変化

配偶者年金階級	55-64歳		65-69歳		70歳以上	
	H6	H11	H6	H11	H6	H11
0万	78%	80%	24%	19%	29%	21%
40万未満	6%	6%	15%	9%	25%	16%
40～80万未満	5%	6%	34%	29%	27%	32%
80～120万未満	4%	4%	12%	25%	8%	15%
120～180万未満	2%	2%	7%	10%	5%	9%
180～200万未満	1%	1%	1%	2%	1%	1%
200～250万未満	2%	1%	2%	3%	2%	2%
250～300万未満	1%	1%	2%	3%	1%	2%
300万以上	1%	0%	3%	2%	3%	3%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図 - 4 は、60 歳以上の妻のいる高齢者世帯夫婦の年金受給の分布である。2 コブ駱駝型であるのは、自営世帯、あるいは被用者年金があまりつかない働き方をしてきた世帯と、被用者年金を得る働き方をしてきた世帯があるからだろう。

現在のモデル年金は夫婦で 23.8 万円、年間 286 万円程度の年金受給を想定しているが、夫婦で受給される年金額が 300 万円以上である夫婦世帯が 5 割弱を占めている。年金受給が低い場合には、図 - 2 で見たように、子と同居世帯する傾向があるため、ここで捉えているのは比較的受給年金額が高いグループである。とはいえ高い水準の公的年金受給を受けている高齢夫婦世帯が少なくないことを示している。しかし女性の年金は、全般に低水準である。図 - 6 に示されるように、世帯の年金額の上昇にはほとんど貢献していない。年金額がほぼ一定であるため、世帯の年金受給が上がると、女性の年金受給額の割合が低下する傾向がみられる。つまり世帯の年金格差は、女性によるところは少なく、世帯主の年金格差そのものである。ただし、夫婦合計の年金額が 350 万円を超える世帯

では、女性の年金受給額が世帯の年金上昇に貢献している。こうした世帯では女性も生涯就業継続し、自身の職業履歴に基づく年金権を持つものと想像される。一方、年金が夫婦合計で 150 万未満の世帯は、事業収入のある世帯の比率が高く、たとえば 65-69 歳層で、年金 150 万未満の世帯を見ると、5 割近くに事業収入がある。

個人年金・企業年金のある世帯は、2 割程度である。夫か妻かどちらかが個人年金・企業年金の権利を持つ者を見ると、年金階級が高い世帯により多い。受給を受けている者について受給額を見ると平均年間 100 万円程度。公的年金額が高いほど受給額もやや高い傾向が見られる。受給権者の比率は年齢が高いほど低く、また妻と夫とを比較すると夫の方が受給権者は多い。

図 - 4 平成 11 年 高齢夫婦世帯（世帯主が高齢者で配偶者が健在）

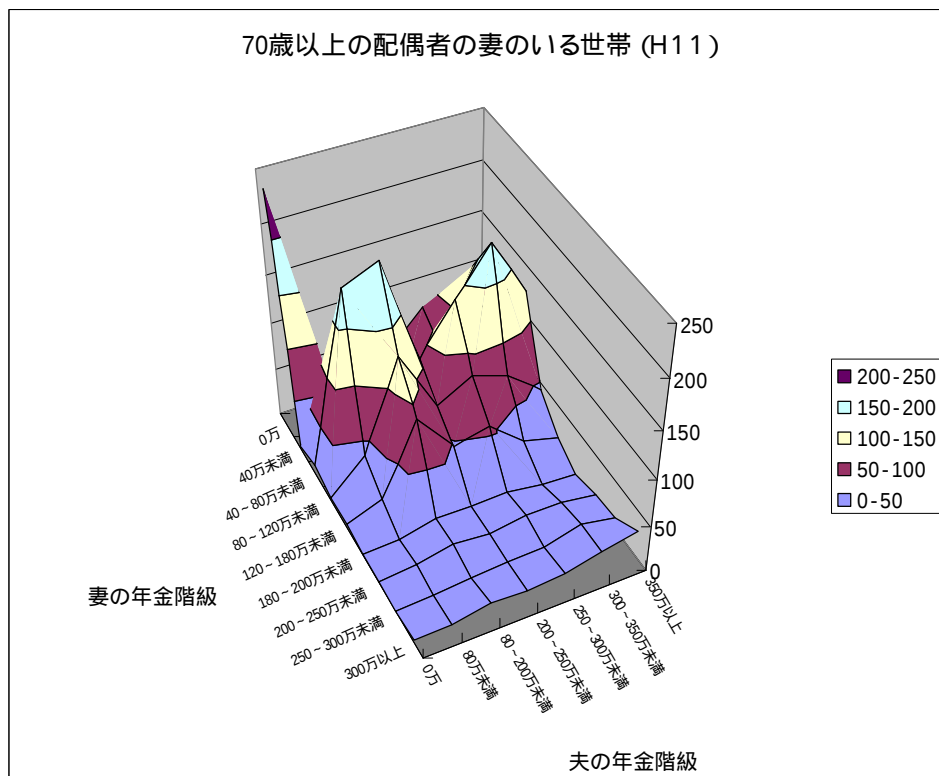
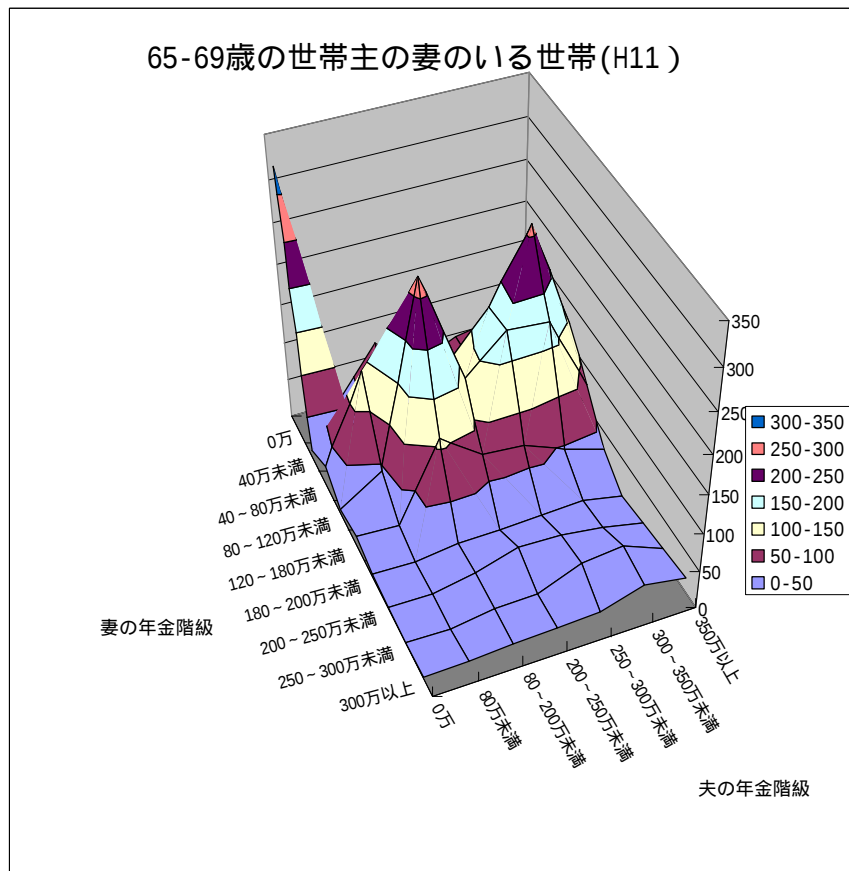


図 - 5 平成 6 年 高齢夫婦世帯（世帯主が高齢者で配偶者が健在）

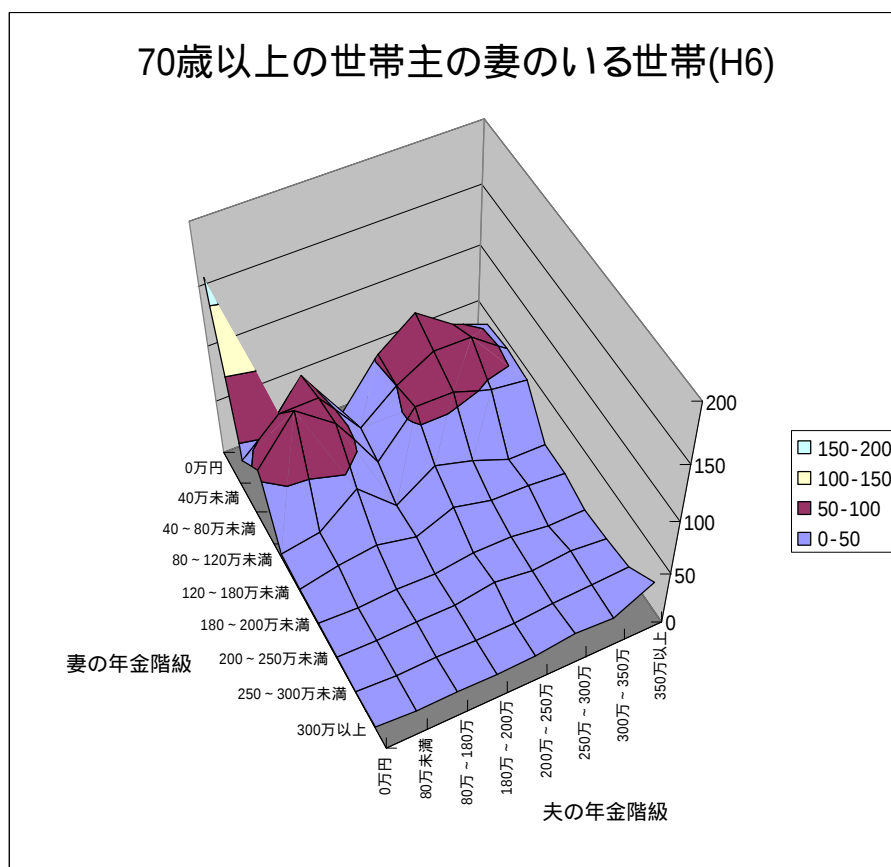
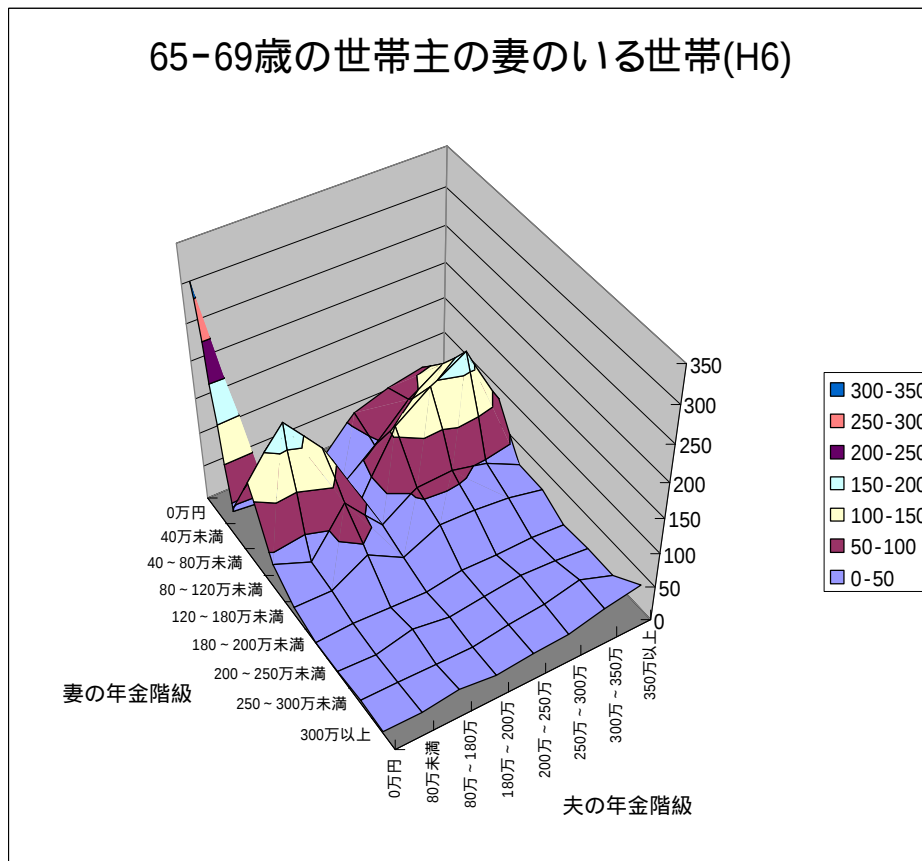
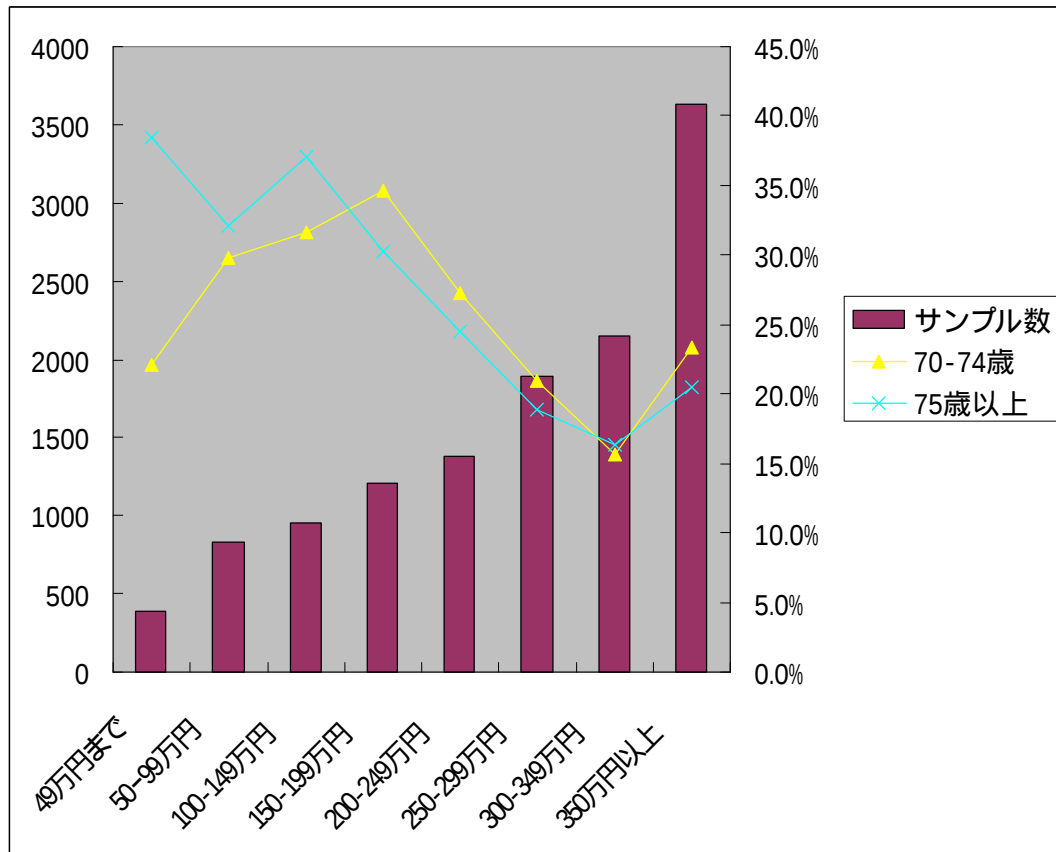


図 - 6 高齢夫婦世帯の合計の公的年金受給額の分布と妻の受給年金額が夫婦の年金に占める割合（妻が60歳以上の夫婦世帯）



児童への給付と子どもコスト

1. 保育園

保育園を利用している世帯が受けている公的保育の量を地域別に推計する。方法としては、『全国消費実態調査』平成11年の個票から、保育園を子どもが利用しているか、またその子どもが何歳かがわかることを利用し、児童年齢と人数に保育単価を12倍したものを掛け合わせることで、国基準に見る公的保育の年間コスト（あるいは地域別の年間供給量）を推計する。

保育単価は子ども年齢だけでなく、居住地域、保育園の施設の大きさによって多少の差があるが、もっとも大きい差は子ども年齢による差である。ここでは、地域ごとの供給量を比較するため、乙地域、施設規模をすべての地域について採用した。もちろん保育園を利用していない世帯では公的保育利用量は0円となる。また乳児保育や1,2歳児保育などを利用している世帯では、乳児の保育単価が約15万円、1,2歳児では、8.5万円であるから、その12倍で、乳児で年間200万円近く、1,2歳児でも100万円近くの公的保育を受けていることとなる。4,5歳児では、3万程度であり、年間でも36万円程度である。その費用負担は、応能負担で、平均的には半分を個人が負担することになっている。残りは税金の負担である。なお県や、市による事業によりより手厚い保育を行っているところもあるが、ここでは供給量を見るという目的から、一律の年齢別保育単価で公的保育供給を算出した。

世帯あたりの公的保育年間利用量を地域別に平均したものが下の表である。左3欄は、49歳以下の世帯主でみた世帯あたりの平均額、右3欄は、6歳以下の子どもがいる世帯でみた年間平均額である。金額のばらつきがあるのは、6歳以下の子どもに対する保育供給量が、地域によって異なるからである。たとえば、0-2歳児は、南九州においてもっとも供給が多く普及しており、3-5歳児は、北陸で比較的供給が多い。東京近県は、供給がとくに少ないことは、国基準で計算したコストが最低であることから見ることができる。

このような格差は、地域別の女性の労働力率の差や、正社員比率の差にあらわれている。しかし近年、東京近県中心に待機児童が高まっている。これはこの地域で保育園に対する需要が特段に高い、という以上に、供給量そのものが少ないということをこの表は示しており、この点は直視すべきである。

表 - 1 地域別にみた公的保育の世帯あたり平均の供給額

	49歳以下の世帯主、			6歳以下の子がいる世帯		
	世帯あたり 保育コスト	0-2歳児保 育コスト	3-5歳児保 育コスト	世帯あたり 保育コスト	0-2歳児保 育コスト	3-5歳児保 育コスト
北海道・東北地方	5.32	2.72	2.60	13.40	6.89	6.51
東京近県 (東京、神奈川、千葉、埼玉)	4.10	2.15	1.95	9.05	4.78	4.28
北関東・中部 (茨城、栃木、群馬、山梨、長野)	6.77	2.58	4.19	16.15	6.52	9.62
北陸 (新潟、富山、石川、福井)	12.07	5.03	7.04	29.84	12.73	17.11
東海 (岐阜、静岡、愛知、三重)	7.05	2.34	4.71	15.99	5.56	10.43
大阪近県 (大阪、京都、兵庫)	6.28	3.10	3.18	13.31	6.61	6.70
近畿2(滋賀、奈良、和歌山)	5.85	2.41	3.45	13.58	5.73	7.85
中国地方	8.78	4.85	3.92	19.26	10.79	8.47
四国地方	10.82	5.58	5.24	24.68	12.90	11.78
北九州 (福岡、佐賀、長崎、大分)	7.13	3.69	3.44	17.71	9.44	8.27
南九州 (熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)	14.53	8.93	5.60	30.95	18.55	12.40
計	6.71	3.23	3.48	15.32	7.49	7.83

表 - 2 地域別にみた女性配偶者の労働力率・就業形態

	男性世帯主 (49歳以下) の配偶者				
	労働力率	普通雇用率	パート比率	自営比率	無職者比率
北海道・東北地方	55%	23%	20%	7%	50%
東京近県 (東京、神奈川、千葉、埼玉)	44%	13%	20%	5%	61%
北関東・中部 (茨城、栃木、群馬、山梨、長野)	57%	20%	24%	10%	47%
北陸 (新潟、富山、石川、福井)	67%	36%	21%	7%	35%
東海 (岐阜、静岡、愛知、三重)	57%	17%	27%	8%	49%
大阪近県 (大阪、京都、兵庫)	45%	12%	20%	7%	61%
近畿2(滋賀、奈良、和歌山)	48%	15%	18%	8%	59%
中国地方	57%	24%	23%	6%	47%
四国地方	59%	25%	19%	10%	46%
北九州 (福岡、佐賀、長崎、大分)	55%	20%	21%	8%	50%
南九州 (熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)	60%	21%	25%	9%	45%
計	52%	18%	22%	7%	53%

2. 児童手当

児童手当は、平成14年4月から小学校3学年の終了までに拡大されたが、この調査が行われた当時は、支給対象者が6歳児までであった。第1子が月額5000円、第2子が月額5000円、第3子以降が月額1万円である。また支給制限は勤労者世帯では、所得額が平成13年6月から緩和され460万円までとなった。この基準に従い、勤労者世帯について、6歳児以下の子どもがいる世帯に児童手当の年額を割り振ると、所得制限にかかる者は、世帯主男性49歳以下、勤労者世帯に限ると、ほとんどいないほどであった。

しかしながら6歳を過ぎると0となる(当時)のため、子どもがいる世帯に限っても給付額は3.73万円ごくわずかであり、子どもが幼い時期のみわずかに給付されるものとなっている。

表 - 3 勤労者世帯の子ども数と年間児童手当給付の平均額

子ども数	児童手当(年額万円)	子ども数分布
0人	0	24%
1人	2.11	26%
2人	3.36	37%
3人	7.52	12%
4人	10.58	1%
5人	10.39	0%
6人	21.67	0%
7人	12.57	0%
計	2.83	100%

表 - 4 6歳以下の子ども数別児童手当の支給額の分布

6歳以下の子ども数	児童手当の支給額					
	0円	6万円	12万円	24万円	36万円	計
0人	55.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.7%
1人	0.7%	22.1%	4.7%	0.0%	0.0%	27.5%
2人	0.3%	0.0%	12.0%	2.7%	0.0%	15.0%
3人	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	1.7%
4人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
計	56.7%	22.1%	16.7%	4.4%	0.1%	100.0%

3. 子どもの私的コスト

これに対して子どもの私的負担は大きい。特に子どもが幼いうちの養育のための時間コスト、また子どもが育った後は、高校、大学等、高等教育の私的負担が高いこと、こうした負担感は経年で高まっていることが指摘される。

ここでは食費シェアという比較的単純な方法で子どもコストを計った。すなわち子どもがいない世帯と同じ水準にエンゲル係数をもとに戻すために必要な消費額をもって子どもコストとすることとし、最小自乗法で推計する。すると10-14歳の子供1人と5-9歳の子供を1人の計2人持つ場合、夫婦2人世帯と比べると夫婦の消費生活水準は、49%の消費額の増加を伴わないと同じ効用水準にもどらない(ここでは同じ食費シェアの水準にもどらない)という結果を得た。これまでの研究から示されたとほぼ同程度の水準であるが水準は高い。

表 - 5 食費シェア関数と子どもコストの推計

	食費シェア1		食費シェア2	
消費支出対数	-0.13058 ***	-142	-0.12182 ***	-142.26
子ども0 - 4歳	-0.00532 ***	-6.81	-0.00158 **	-2.17
子ども5 - 9歳	0.022863 ***	32.61	0.013888 ***	21.23
子ども10 - 14歳	0.034757 ***	50.07	0.026442 ***	40.83
子ども15 - 18歳	0.019749 ***	23.03	0.023823 ***	29.77
仕事を持つ息子との同居	0.030586 ***	19.51	0.036156 ***	24.72
仕事を持つ娘との同居	0.021878 ***	14.44	0.025389 ***	17.96
仕事を持つ父親との同居	-0.00546	-1.49	-0.00621 *	-1.82
仕事を持つ母親との同居	-0.00723 **	-2.26	-0.0097 **	-3.24
母親同居ダミー	0.017574 ***	13.59	0.022876 ***	18.95
父親同居ダミー	0.02378 ***	12.74	0.027273 ***	15.66
持ち家	0.03486 ***	29.2	0.033959 ***	30.49
県市区町村営住宅	0.013835 ***	6.74	0.015625 ***	8.16
公団公社賃貸住宅	0.005672 **	2.01	0.008733 **	3.31
社宅・公務員住宅	0.023055 ***	12.56	0.016913 ***	9.88
region1	0.013826 ***	6.34	0.013977 ***	6.87
region2	0.027864 ***	13.48	0.018231 ***	9.45
region3	0.013881 ***	5.96	0.006987 ***	3.21
region4	0.015768 ***	6.22	0.01387 ***	5.86
region5	0.017954 ***	8.03	0.010027 ***	4.81
region6	0.031452 ***	14.21	0.027017 ***	13.08
region7	0.02364 ***	8.57	0.024162 ***	9.38
region8	0.011895 ***	4.97	0.013829 ***	6.19
region9	0.018302 ***	6.89	0.015517 ***	6.26
region10	0.008583 ***	3.55	0.007922 ***	3.51
定数項	1.836379 ***	157.9	1.687701 ***	155.57
調整済み決定係数	0.4617		0.4529	
サンプル数	29771		29771	
食費シェアに見る同居コスト				
子ども0 - 4歳	0.96		0.99	
子ども5 - 9歳	1.19		1.12	
子ども10 - 14歳	1.30		1.24	
子ども15 - 18歳	1.16		1.22	
有職の息子との同居	1.26		1.35	
有職の娘との同居	1.18		1.23	
有職の父親との同居	1.15		1.19	
有職の母親との同居	1.08		1.11	
無職の父親との同居	1.20		1.25	
無職の母親との同居	1.14		1.21	

シミュレーション１ 保育園の拡充が女性の労働供給に与える影響

日本の女性のほぼ 4 割程度が、結婚を境に結婚前の仕事をやめ、非正規になるか無職になるかしていること、さらに結婚前の仕事に残ったものもそのうち 4 割は出産を境に仕事をやめていることが知られている。しかし一方で、生涯子どもを持った方が望ましいという考え方が、子どもができたらいったん離職し再就職するという考え方をはじめて上回ったことが知られてもいる。ここでは幼い子供がいる世帯の女性の就業決定因を多項ロジットにより分析した。なお保育政策が女性の選択に与える影響を分析するために、自治体の保育園の整備状況、自治体が決定している保育料、自治体における待機児童の割合を説明変数として加えた。このデータは、ワーキング・チームメンバーである永瀬が厚生労働省「社会保障の経済分析研究会」の中で 1996 年に全自治体に対して行った調査である。このデータを全国消費実態調査 1999 年の世帯票と自治体コードによってマッチさせた。回答のない自治体もあるため、分析対象とした夫 59 歳以下の勤労者世帯で 0-5 歳児のいる世帯数は 8077 世帯から 4471 世帯へと 55%に減少した。しかしこの作業によって、自治体における保育の整備状況がその自治体に住んでいる女性の就業選択にどのような影響を与えているかを計測することができる。なお 55%と全体とを比較した場合、説明変数の平均値に偏りは見られなかった。保育の説明変数としては、0-2 歳児の保育児童率が当該自治体の 0-2 歳児数に占める割合、3-5 歳児の保育児童率が当該自治体の 3-5 歳児数に占める割合を主な変数とした。0 歳児保育料、1 歳児待機児童率をも加えたのは、両者が価格変数として機能すると考えたためであり、またこれまでの分析から 0 歳、1 歳は強い制約が課されていると見られる結果が得られていたためである。

表 - 1 正社員、パート、自営業、無業の選択決定因の分析
(0-5 歳児がいる女性、勤労者世帯、夫 59 歳以下に限った分析)

	正社員		パート		自営業		平均値
	係数	t 値	係数	t 値	係数	t 値	
子ども0-4歳	-0.3476 ***	-3.62	-0.327 ***	-3.43	0.01437	0.08	0.47
子ども5-9歳	-0.0399	-0.51	0.542 ***	7.36	0.46252 ***	3.08	1.11
子ども10-14歳	0.1508	1.24	0.514 ***	4.65	-0.03919	-0.14	0.64
子ども15-18歳	0.5091	1.43	0.625 **	2.09	1.01473 **	2.27	0.14
75歳以上同居高齢者	-0.4945	-1.13	0.253	0.74	0.77365	1.38	0.01
自治体の低年齢児保育整備率	1.6592 ***	2.65	-0.748	-1.02	-3.22783 *	-1.92	0.01
自治体の幼年年齢児保育整備率	1.2552 ***	3.78	1.335 ***	4.17	1.76537 ***	2.99	14%
0歳児保育料	0.0027	0.30	0.003	0.38	-0.00524	-0.26	33%
自治体の1歳児待機児童数・定員比率	0.8182 **	2.01	-0.361	-0.81	0.00533	0.01	5.29
75歳以下の同居祖母	0.9343 ***	6.60	0.281 *	1.77	0.00034	0.00	9%
夫の収入の対数 (第1四分位まで)	-0.2790	-0.98	-0.740 ***	-2.86	-0.19550	-0.36	13%
夫の収入の対数 (第2四分位まで)	-0.2943	-1.11	-0.785 ***	-3.25	-0.28902	-0.56	1.99
夫の収入の対数 (第3四分位まで)	-0.3456	-1.36	-0.843 ***	-3.63	-0.36749	-0.74	2.27
夫の収入の対数 (第4四分位まで)	-0.4577 *	-1.87	-0.919 ***	-4.11	-0.44654	-0.94	1.32
妻の年齢29歳まで	0.4854	0.45	-0.946	-1.62	-2.48833 ***	-3.63	0.63
妻の年齢34歳まで	0.7615	0.71	-0.779	-1.35	-2.50888 ***	-3.76	27%
妻の年齢39歳まで	0.8854	0.83	-0.824	-1.44	-2.42721 ***	-3.65	40%
妻の年齢44歳まで	0.6863	0.63	-0.537	-0.92	-1.99411 ***	-2.85	27%
北海道・東北地方	0.2545	1.15	-0.255	-1.07	-0.18241	-0.35	6%
東京近県 (東京、神奈川、千葉、埼玉)	-0.1129	-0.56	-0.064	-0.31	-0.25585	-0.55	10%
北関東・中部 (茨城・栃木・群馬・山梨・長野)	-0.1812	-0.74	0.005	0.02	0.25760	0.52	24%
北陸 (新潟、富山、石川、福井)	0.3798	1.58	0.126	0.50	0.71863	1.45	9%
東海 (岐阜、静岡、愛知、三重)	-0.1979	-0.82	0.128	0.55	0.30298	0.61	6%
大阪近県 (大阪、京都、兵庫)	-0.2520	-1.08	-0.018	-0.08	0.10064	0.21	11%
近畿2 (滋賀、奈良、和歌山)	0.0289	0.09	-0.042	-0.12	-0.47835	-0.58	10%
中国地方	0.2662	1.15	0.277	1.20	0.10179	0.20	3%
四国地方	0.0601	0.25	-0.293	-1.10	-0.17275	-0.29	8%
北九州 (福岡、佐賀、長崎、大分)	0.3061	1.26	-0.072	-0.28	0.10182	0.19	6%
南九州 (熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)	-0.9919	-0.50	3.501 ***	2.16	0.28787	0.09	6%
サンプル数	4471						4471
擬似決定係数	0.0766						
log likelihood	-3582.2645						

< 主な結果 >

児童年齢について

0-4 歳の子どもがいることは、雇用選択を減らしているが、自営業については有意な影響はない。また 5-9 歳となると、無職に対してパートや自営の選択が増える。ここでは 5 歳以下の子どもがいる勤労者世帯に限って分析をしているから、年長の子どもの効果は、幼い子どもが末子であるのか、上の子どもであるのかを示している。「パート」選択は、兄や姉が上にいるほど (つまり 2 番目、3 番目の子どもでもあるほど) 増えているが、「正社員」の選択は、この影響はなく、少なくとも 5 歳以下の子どもがいる勤労者世帯については、子ども年齢が上がったので選択するような働き方ではないことが示されている。

夫の収入の影響について

パートという働き方は、5 歳以下の子どもがいる場合に、夫の収入が低いほど有意

に選択されること、正社員については、そのような影響はないことが示されている。幼い子供がいても正社員を続ける場合、第3四分位までは、夫収入が低いことが継続の理由ではないと言えそうである。

妻の年齢や地域

妻の年齢や地域で有意な変数はほとんどない。(自営は妻が年齢が上がるほど選択されることが示されているだけである。

子どものケア環境

居住自治体における低年齢、幼年齢児保育の整備状況(年齢児童にしめる年齢児保育枠)、75歳以下の比較的若い祖母との同居、などが就業選択に大きい影響を与えている。

1歳児の待機率が高い自治体に住んでいるほど、正社員選択が多い。これはおそらく逆の因果関係であって、自治体の1歳児の保育園待機率(1歳児定員枠に対する待機者の割合)が高い自治体が大都会に集まっていることが知られているが、そのことは、正社員選択をしたい女性がそうした大都会に多く、またそのような雇用機会もこの地域に多いことを示すと考えられる。

< 保育政策の効果についてのシミュレーション >

推計された係数をもとに、シミュレーションを行った。すなわち、すべての自治体が、保育枠の供給量を50%増やしたケース、低年齢児保育枠を自治体子ども数の最低3割に(現状では平均が13.9%)、幼年齢を最低5割に(現状32.6%)増やしたケースである。既に3割、5割を超えている自治体はそのままとする。

結果は、表 - 2 であるが、正社員選択は、保育園の整備状況が大きい影響を与えている。低年齢児保育の充実、正社員選択を増やし、幼年齢保育の充実、正社員とパート双方の選択を増やすといえる。夫の収入下落は、パートの選択を増やすが、正社員選択に与える影響は小さい。夫の収入の下落と保育園充実が同時に起こる場合に、女性の就業がもっと進む。

このシミュレーション結果を、影響が大きいと見るか、小さいと見るかは意見が分かれることだろう。

たとえば低年齢児の3割、幼年齢児の5割の保育枠を用意すると、働き方は、パートという不安定な働き方から正社員に向かうことがシミュレーションから示されている。しかしそれでも無職者は、7割近くである。もちろん、これは既存データから得た係数であるため、そのような状況が作られれば、社会の価値観そのものが変わり、選択もかわるかもしれないが、現時点では、保育園に公的資金をかけた結果、比較的良い仕事に就く女性も増えるが、かけた割には働く女性は増えないということになるのかもしれないことが予想される。この場合、女性の就業の有無にかかわらず、保育園の充実を親子の厚生水準を上げ、次世代育成に必要なものととらえるか、それともそうとらえず、単に母親の手を代替する

だけと見るかで政策的判断は分かれるだろう。さらに保育園の充実が子どもを持ちやすくすると見るかどうか、またこうした施設の充実が、男性の子育て関与を高めるなど男女共同参画を進め、次世代育成にも良い影響があるとするかどうかなどによっても、政策判断は分かれることだろう。なおワーキング・チームとしては、保育園の拡充、加えて祖母同居が減少しているが、保育ママ等、多様な保育の拡充は、男女共同参画のためだけでなく、親子の育ちのためにも重要と考える。

無職者が大きく減るのは、夫の収入が下落し、かつ、保育園が充実された場合である。この場合、正社員とパート、双方の選択が高まり、無職者比率は 5 歳以下の子どもがいるこのケースでも 6 割に下落する。ただし、夫から期待できる収入が下落し（かつ女性の収入や就業継続があまり期待できないのであれば）、現実には、既婚有子女性の就業率が高まる前に、結婚そのものが起きなくなり、あるいは金銭的負担のある子どもを持たなくなるかもしれない。今日、期待される夫の収入が不安定になる一方で、保育園の充実も遅れていることは晩婚、非婚化の一因といえるのかもしれない。

表 ー 2

勤労者世帯で、0歳から5歳の子どものいる世帯。夫年齢59歳以下
保育園のシミュレーション

	無職	正社員	パート	自営
基準ケース	71%	13%	13%	3%
保育園低年齢1.5倍のケース	71%	14%	13%	2%
保育園幼年齢1.5倍のケース	67%	15%	15%	3%
保育園1.5倍(低年齢、幼年齢)のケース A	67%	16%	14%	3%
保育園低年齢、人口の 3割を最低整備のケース	71%	16%	12%	2%
保育園幼年齢、人口の 5割を最低整備するケース	66%	15%	15%	3%
保育園低年齢最低3割、幼年齢最低5割のケース	66%	19%	14%	2%
夫の収入が7割に下がるケース C	68%	13%	16%	3%
AとCのケース	63%	17%	17%	3%
BとCのケース	62%	20%	17%	2%

シミュレーション２．配偶者優遇制度の変化が労働供給に与える影響(勤労者世帯)

１．配偶者手当、配偶者控除、配偶者特別控除など諸制度による手取り下落額の推計

総務省『全国消費実態調査』を用いて、税制・社会保険の影響によって、仮に女性が労働時間を延ばすとどのように世帯手取りに影響があるか、現在の制度のもとで推計する。これまで夫の収入についてケースを想定した計算がなされたことはあったが、今回は、実際に夫婦の収入分布を踏まえて、税制で影響を受ける人口がどの程度いるか、シミュレーションを行う。

方法

A. 現行の制度が供給労働時間に大きい影響を与えているのはパートである。というのは、普通勤務の場合、残業や早退で労働時間を調整することはさほど簡単ではないからである。そこで、以下のシミュレーション結果は、すでに労働供給をしているパート労働者に限って行っている。

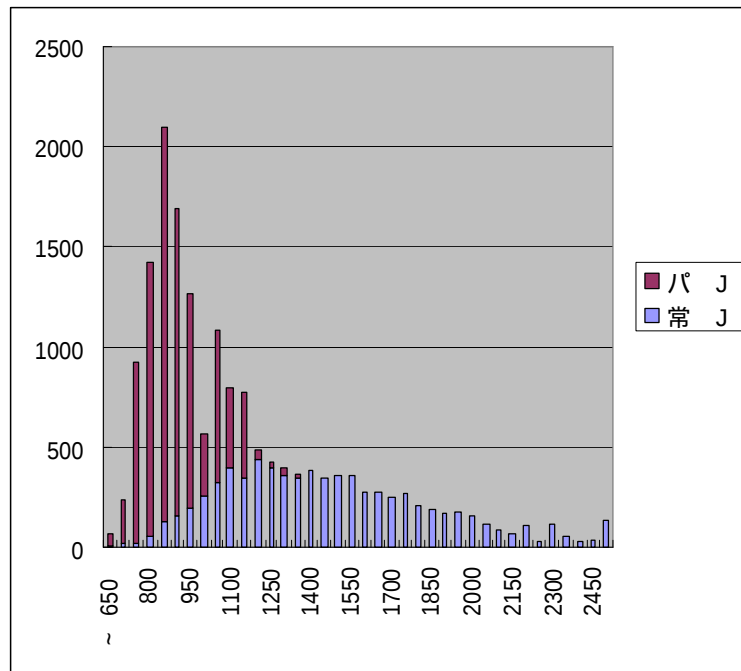
B. このデータからは賃金率はわからない。そこで厚生労働省『賃金センサス』より県別、産業別、企業規模別、年齢別常勤者賃金をあてはめ、またパートについては、県別、産業別、企業規模別賃金をあてはめる。労働時間は、常勤者については、上記区分から外挿、パートについては年収をこの賃金で割ることで労働時間を推計する。パート賃金の地域内分布はかなり狭く、このため、この方法で一般的なパート労働者の賃金と労働時間は比較的正しく推計されるものと考えられる。ただし県別、産業別、企業規模別賃金よりも高い賃金を稼得している者については、労働時間が実際以上に長く推計されるという問題がある。そこで推計された年間労働時間が 2300 時間を上回る者は、こうした者と考え、推計からはずす。パートの 6 %にあたる。

C. 推計に重要なデータは、配偶者手当である。しかしこれは、データに含まれていない。そこで、内閣府男女共同参画会議影響調査専門部会が 2001 年 10 月に実施した『雇用システムアンケート調査』(703 社)の個表を再集計、産業、企業規模別に扶養手当を当てはめた¹。ただしこの方法は次の 2 点で就業調整の影響が大きく出る結果を生んでい

¹ 各セルが 5 社未満の場合は、その平均値を、それ以下の場合は、同じ産でひとつ企業規模が大きい企業規模の産業平均を、さらにも全体のサンプル数が少ない場合は、産業平均をあてはめた。具体的には、製造業、建設業、卸小売業、金融保険業、サービス業が、企業規模 500 人未満、500-999 人、1000 人の 3 分類、運輸・通信は、500 人未満とそれ以上の 2 分類、電気・ガス・水道・不動産、その他は産業平均である。公務員は別に国家公務員に対するものを当てはめた。1997 年の労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」では、77% の企業に配偶者手当があることが調査されているが、ここでは普通雇用の世帯主は配偶者手

る。第 1 に配偶者手当はすべての企業にあるわけではなく、1999 年厚生労働省「賃金

図 - 1 外挿賃金の分布



労働時間制度等総合調査」によれば 23%では支給されていない。しかしここではすべての企業で支給されているものと仮定している。第 2 に、妻の収入が 103 万を超えると支給制限がされるとここでは仮定しているが、これも実際よりは高めである。1997 年の労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」では、支給制限がある企業は、手当て支給企業の約半数であり、76% は、妻が課税されるときに支給制限を設けているが、企業全体で見れば、妻の課税で支給制限をしているのは 3 割に過ぎない。ただしこうした想定を正当化できるとすれば、配偶者手当のカットがなくとも多くの妻は 103 万の壁を現実ものと思っていることである。21 世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」平成 13 年 7 月によれば、103 万円で就業調整をしている者のうち、企業の配偶者手当の支給制限が実際に 103 万である者は約 5 割であるが、残りも調整している。

普通勤務や無職者は除き、パートで働いている勤労世帯の妻に限って、

現在よりも年間 60 時間多く働いたケース(週あたりの労働時間を 1 時間強延ばしたケース)

当を全員が得ているものとした。当調査は、サンプル数が必ずしも多くない点、30 人未満の企業規模データがほとんどとれていない点に問題があるが、最新データであること、個票集計ができることからこれを使用した。月平均 1 万 4499 円である。なお 97 年の労働省調査の金額平均は 1 万 500 円である。

現在よりも年間 240 時間多く働いたケース（週あたりの労働時間を 3 時間程度延ばしたケース）

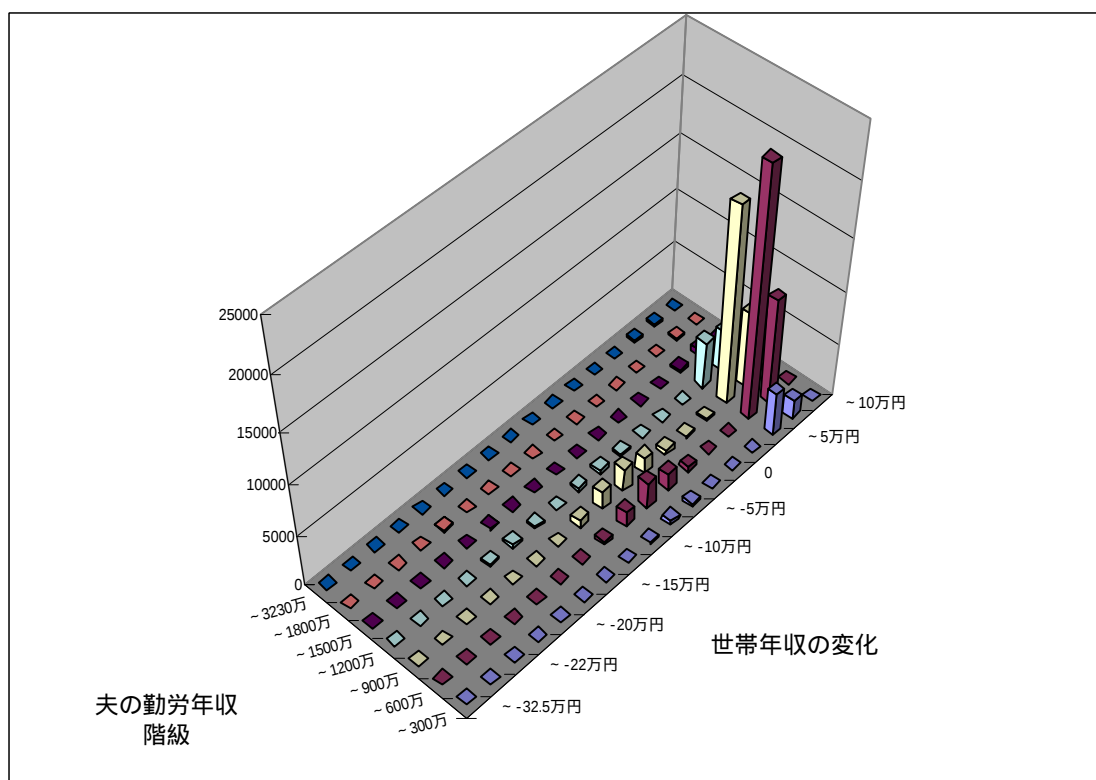
現在よりも年間 480 時間多く働いたケース（1 日あたりの労働時間を 1 時間程度延ばしたケース）

以上の場合の手取り収入の変化をパート労働者について計算し、以下に示す。

図 - 2 は、 のケースである。

パート賃金として当てはめた賃金は、859 円であり、最小値が 619 円、最大値が 1537 円である。ゆえに、60 時間の労働時間増加は、平均では 5.2 万円、賃金が高い者については最大で 9.2 万、賃金が高い者については最小で 3.7 万円収入を増やすはずである。しかし収入増加が 0 以下である者がパート労働者の 18%いた。これは、既に税金・社会保険料等がかからないよう就業調整が行われているため、60 時間の労働時間増加がむしろ手取り減少を起こす者が 5 人に 1 人弱いることを示している。

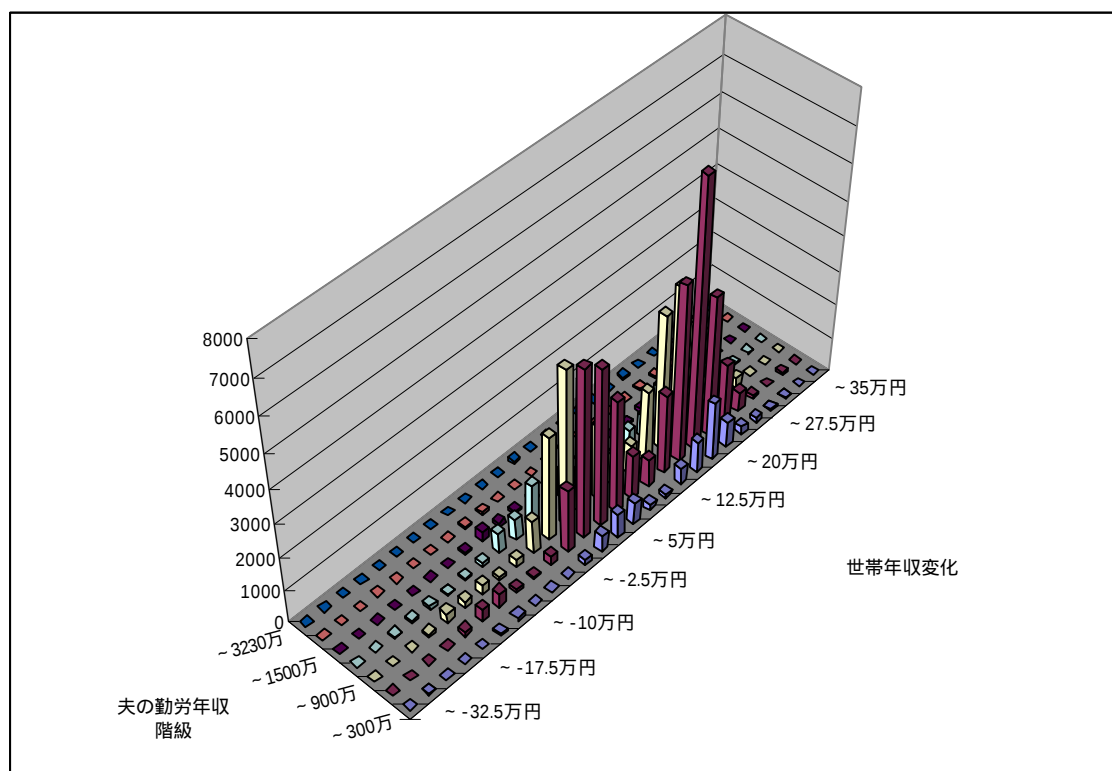
図 - 2 年間 60 時間多く働いたケース（週あたりの労働時間を 1 時間強延ばしたケース）



続いて のケースを推計する。

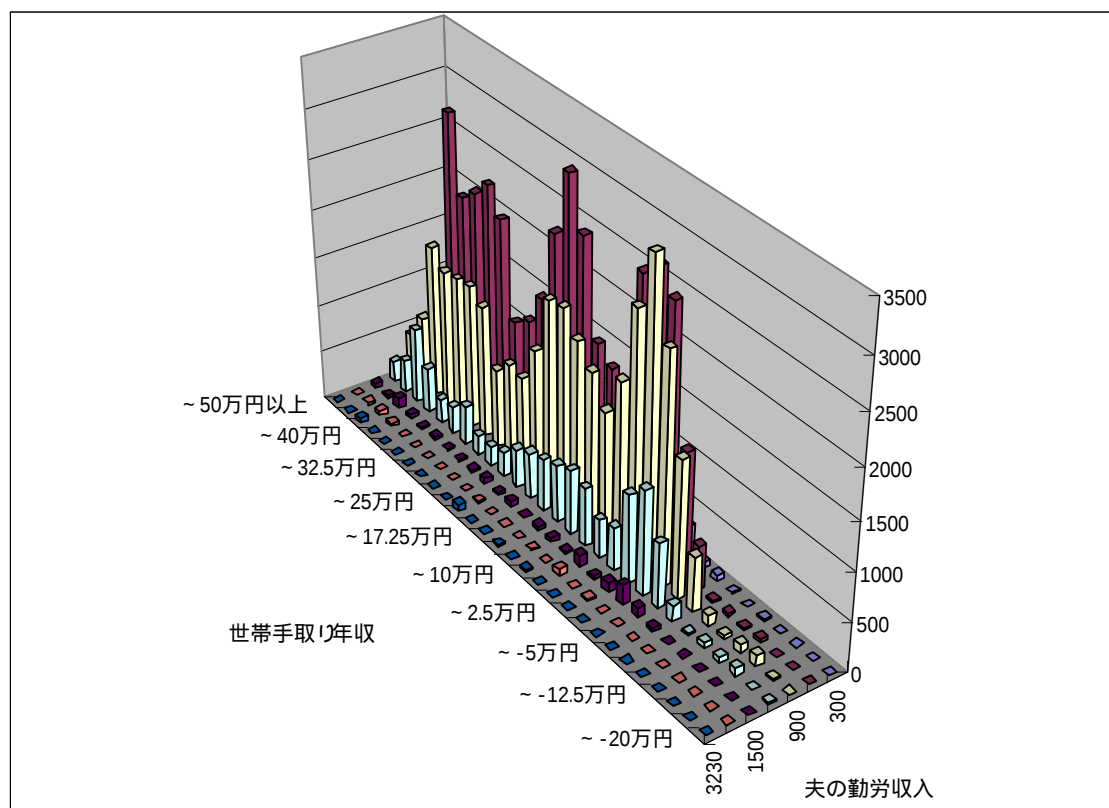
配偶者手当や税金がなければ、世帯年収の増加額は、時給をそのまま 240 倍すれば良く、平均で 20.6 万、最高 36.9 万、最低 14.9 万程度増えるはずである。しかし今回の推計でも収入が減るか同じである者がパートの 14%いた。さらに図 - 3を見ると 2 こぶ駱駝型となっていることがわかる。後ろのこぶは、ほぼ時給を 240 倍した金額が世帯収入増となったグループと考えられるが、前のこぶは、配偶者手当で減、配偶者控除や配偶者特別控除減額が実質の手取りを減らし、そのために、週 3 時間程度労働時間を 1 年間にわたって増やしたにもかかわらず、年収増加が 5 万程度に落ちている者の集まりである。

図 - 3 年間 240 時間多く働いたケース（週労働時間を 3 時間程度延ばしたケース）



最後に図 - 4は のケースであり、1 日 1 時間程度労働時間を増やした場合である。平均で 41 万、最高 73.8 万、最低でも 29.7 万程度の年収増が期待されるが、手取りは、0 かマイナスの者も依然 10%おり、また正だとしてもかなり低い金額である者も少なくない。

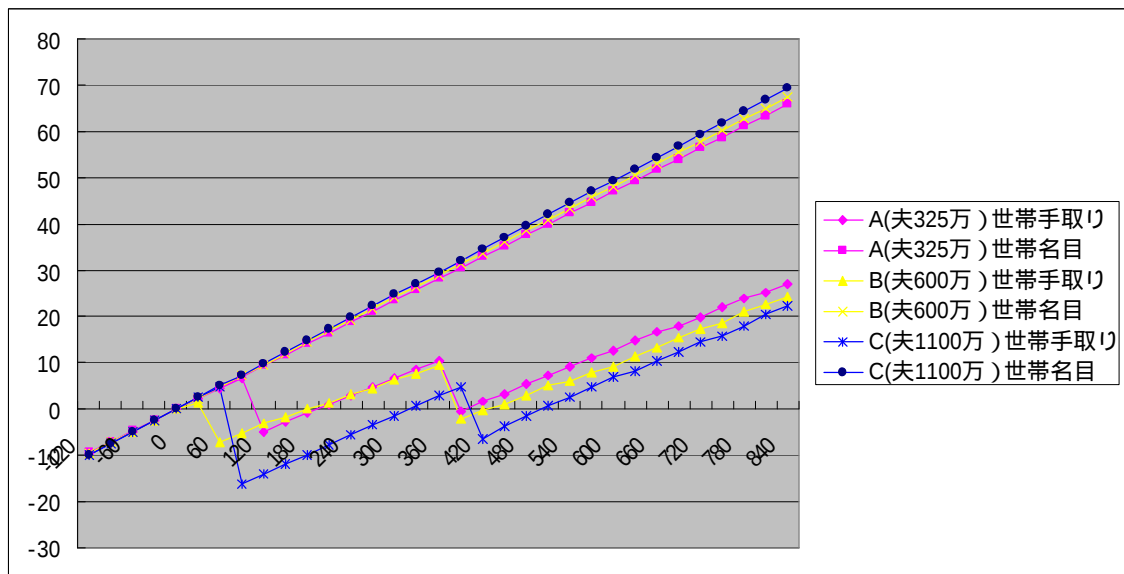
図 - 4 年間 480 時間多く働いたケース（1 日労働時間を 1 時間程度延ばしたケース）



なぜこのようになるのか、3つの事例と推計税収の変化について描いたものが図9である。30時間ごとの手取り実額の推移をみたものが図となっている。

Aの落ち込みが一番小さく、また落ち込む期間が短いのは、夫の推計配偶者手当が企業規模や産業の関係でやや低いというだけでなく、Aは、3人の子どもがいるケースであり、税金額がほぼ0であるから、扶養配偶者による税金面での優遇措置を失うデメリットがほとんどないためである。Cは夫年収が1000万円を超えるため、配偶者特別控除がなく、このため、103万円を超えた時点で、38万円に夫の限界税率を掛けた税額が大きくなってくるため、手取りが配偶者手当に加えて税金分で落ち込む。Bは、配偶者特別控除という消失控除を受けているために、Cほど大きく落ち込みはしないが、なだらかに夫の税金の増加が起こるため、各時点での限界税率はA,C以上に若干高いものとなり、結果として、傾きが一番緩やかになっている。

図 - 5 103 万円前後での収入変化



2. モデルと推計方法

シミュレーションを行うために、まず効用関数を特定し、これを推計する。具体的には効用関数を次のように仮定する。

$$U(I, h) = A + \alpha_1 I^{\alpha_2} + \beta_1 (3000 - h)^{\beta_2} \quad (1)$$

ここで $\alpha_1 = 1$ とおくができる。

予算制約のもとでの効用最大化を行う。

$$\max u = A + I^{\alpha_2} + \beta_1 (3000 - h)^{\beta_2} \quad (2)$$

$$\text{s.t.} \quad W * h + I_0 = I$$

I_0 は夫の収入

すなわち、

$$\max_h u = A + (W * h + I_0)^{\alpha_2} + \beta_1 (3000 - h)^{\beta_2} \quad (2)'$$

効用最大化の一階の条件は次のとおりである。

$$\delta u / \delta h \quad / \quad \delta u / \delta I = W \quad (3)$$

ここで W は夫婦の税金、社会保険料など調整後の妻の追加的な限界的労働から得られる追加的な限界的手取り収入の増加額である。夫は労働時間は調整できないものとし、妻が 103 万円を超えて働くことによる夫の配偶者控除がなくなること、夫の配偶者特別控除の減少、夫の配偶者手当の減少など、また妻が社会保険料を新たに賦課されることによる妻の手取り減少などは、すべて限界労働時間あたりから得られる妻の実質手取りの減少と世帯がとらえると仮定し、これを W とおく。すなわち W は年収階級区分によって変化するものである。

(3)式は U を微分して、

$$-\alpha_2(W * h + I_0)^{\alpha_2-1} / \beta_1 \beta_2 (3000 - h)^{\beta_2-1} = W \quad (4)$$

と書くことができる。

両辺を対数をとって、

$$\log W = -\log \alpha_2 + \log \beta_1 + \log \beta_2 + (\beta_2 - 1) \log(3000 - h) + (\alpha_2 - 1) \log I + u_i$$

上記の理由から 103 万円周辺のパート女性については、コーナー解（不等号が成立している）と考え、30 時間前から現在までの労働時間による賃金上昇を賃金率と見なした。それ以外の女性は、内点解と考え、等号が成立していると想定する。コーナー解では以下が成立している。

$$u_i < -\log \alpha_2 + \log \beta_1 + \log \beta_2 + (\beta_2 - 1) \log(3000 - h) + (\alpha_2 - 1) \log I \quad (5)'$$

パラメータ β_1 、 β_2 、 α_2 を家族属性や地域、年齢などの関数であると仮定し、誤差項に正規分布を仮定し、以下の尤度関数を最大化することで、効用関数のパラメータを求める。

$$\begin{aligned} \text{Max } \Pi &= \prod_{i=0} \{ (-\log \alpha_2 + \log \beta_1 + \log \beta_2 + (\beta_2 - 1) \log(3000 - h) + (\alpha_2 - 1) \log I) / \sigma \} \\ &\quad * \prod_{i=1} \{ (-\log \alpha_2 + \log \beta_1 + \log \beta_2 + (\beta_2 - 1) \log(3000 - h) + (\alpha_2 - 1) \log I) / \sigma \} \end{aligned}$$

(6)

ただし、

$i=0$ は 就業調整をしていない者、 $i=1$ は就業調整をしている者である。

3 . 推計結果

上記モデルによる推計結果は表のとおりである。

表 - 3 効用関数のパラメータの推計値

	α_2	β_1	β_2
定数項	-0.3201	3.1182	0.1538
0-4歳児の数	-0.0932	-0.539	0.0086
0-9歳児の数	-0.0148	-0.0238	-0.0031
10-14歳児の数	-0.062	-0.0727	-0.0295
15-18歳児の数	0.0352	0.2936	-0.0084
世帯主年齢階級 (5歳刻み)	0.001919	0.003537	0.000297
北海道・東北	0.0424	0.3538	-0.0035
北関東・中部	-0.061	0.0087	-0.0112
北陸	-0.0656	0.0582	-0.0311
東海	-0.0201	0.2549	-0.0282
大阪近県	-0.0523	-0.158	1.8974E-19
近畿2	-0.0273	0.2457	-0.0183
中国地方	-0.0698	-0.3646	0.0137
四国地方	0.0531	0.7314	-0.0325
北九州	0.0157	0.5234	-0.0312
南九州 (	0.0761	0.2515	0.0282
75歳未満の同居祖母	-0.0213	-0.1352	0.0021
75歳以上の同居高齢者	0.0088	0.4726	-0.0399
世帯の高校生の数	-0.0215	-0.1686	0.002
世帯の大学生の数	-0.0584	-0.2782	-0.0121
分散共分散行列	0.2804		

続いて推計されたパラメータによって効用関数が特定されたので、これをもとに、新しい税制を想定し、そうした新しい制度のもとでの新しい手取り賃金では、労働供給行動がどのように変化するかを推計する。

4. シミュレーション（配偶者手当、配偶者控除、配偶者特別控除廃止のケース）

ここでは、政策変数ではないものの、企業の配偶者手当の廃止を想定する。また配偶者控除、配偶者特別控除もともになくすものとする。

そのような制度変化を想定し、続いて年間 60 時間づつ（週約 1 時間づつ）の追加的な労働時間の増加が、追加的な手取り賃金をどれだけ増やすかを、税制、社会保険料を考慮して計算し、その時間あたり手取りを賃金率とする。今回は、社会保険料の 130 万円を越えた周辺以外では、労働時間の増加によって収入が落ち込む歪みはなくなっている。

手取りの時間あたりの賃金率が、(7)式の左辺より小さい場合には就業を続け、左辺と等しくなるか、あるいは左辺よりも大きい（コーナー解）の場合に、就業をやめると想定する。新しい制度のもとで、推計した効用関数のもとで、それ以上追加的に働かなくなる労働時間を探す。

$$\log W \geq -X\alpha_2 + X\beta_1 + X\beta_2 + [\exp(X\beta_2) - 1] \log(3000 - h) + [\exp(X\alpha_2) - 1] \log I \quad (7)$$

推計結果をまとめると下記のとおりであり、大幅な労働時間の増加が見込まれ、ほぼフルタイムに近い労働時間が選択されることが見込まれる。

表 - 4 制度変化による有配偶女性パートの労働供給変化(シミュレーション)

週当たり労働時間増加	パートの割合
約 5時間増加	18%
約 10時間増加	24%
約 15時間増加	15%
約 20時間増加	15%
約 25時間増加	10%
約 30時間増加	7%
それ以上の増加	26%

表 - 5 子ども属性別に見た有配偶女性の労働供給変化、シミュレーションのもとでの新しい平均値

	0-4歳児のいる世帯		5-9歳児のいる世帯		10-14歳児のいる世帯		15-18歳児のいる世帯	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差
現在の労働時間	906	480	972	436	1058	430	1156	443
予想される労働時間	1401	608	1586	585	1843	522	1948	527

表 - 6 家族属性別にみた有配偶女性の労働供給変化、シミュレーションのもとでの新

しい平均値

	75歳以下の祖母同居世帯		高校生のいる世帯		大学生のいる世帯	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差
現在の労働時間	1158	477	1168	448	1082	402
予想される労働時間	1758	621	1959	542	1891	484

表 - 7 地域属性別にみた有配偶女性の労働供給変化、シミュレーションの下での新しい平均値

	北海道・東北	東京周辺	北関東 中部	北陸	東海	大阪近県	近畿2	中国	四国	北九州	南九州
現在の労働時間	1301	925	1120	1214	1073	1038	958	1273	1205	1265	1296
予想される労働時間	2068	1636	1730	1912	1720	1797	1630	2045	1969	2105	1966

表 - 8 世帯主年齢階級別に見た有配偶女性の供給変化、シミュレーションの下での新しい平均値

	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳
現在の労働時間	1064	992	994	1072	1137	1201	1217
予想される労働時間	1696	1583	1609	1739	1887	1995	2021

結果はやや驚くほど労働時間が延びるという推計となった。

この推計結果はどれほど頑健なものとして評価できるだろうか。

まずいくつかのデータ上の限界を指摘しなくてはならない。労働時間そのものはデータの中にはなく、収入をパートの県別、年齢別、産業別、企業規模別賃金等、可能な限り詳細な賃金データを『賃金センサス』から外挿し、もって労働時間の推計をしていることである。このような方法は、賃金のバラツキが小さいとされるパートについては比較的誤差が少ない方法ではあるが限界もある。こうした事情から、分析は、現在パートをしている者に限ってシミュレーションを行っており、現在無職や現在常用労働、自営業の者の行動変化は考慮に入れていない。

一方で、この分析の強みもある。まず夫婦間の収入の実額がわかった上で分析ができていること、税額や社会保険料等、計算式によって正確な変化を把握し、かつ、約 6000 という規模のパート女性サンプルからパラメータ推計をしていること、大きい歪みがある現状をはじめて明示的にモデルおよび推計方法の中に取り入れているということなどである。

きわめて大きい制度上の歪みがあるもとで、その制度に変化があった場合に何が起こるか、大規模データに基づき、税制等の詳細を考慮した実証研究がこれまでなかったことから、重要な数量予想の一つと位置づけることができる。少なくとも、この制度変化は、女性の労働時間を延ばす方向に作用することは明らかといえるだろう。

もちろん夫婦ともに長時間労働をすることが果たして望ましいのかどうか、という議論は別にある。むしろ夫婦が生涯の中で家庭時間と仕事時間を配分しあう自由度の拡大が必要である。このシミュレーションから配偶者手当、配偶者控除、配偶者特別控除の制度が

非常に強い制約を課していること、そしてこの制約の解除により労働供給が増えると予想されることが実証された。

おわりに

本稿は、『全国消費実態調査』平成 11 年、平成 6 年を用いて、勤労者世帯の税金(所得税、住民税)と社会保険料(年金保険、健康保険、雇用保険)を個人および世帯単位で推計し、その上で、このデータに欠ける保育園データを「社会保障の経済分析研究会」の自治体調査から、また賃金データを厚生労働省の『賃金センサス』から、さらに配偶者手当を内閣府本調査会の『雇用システム調査』から外挿した。その上で、家計内の夫婦の収入状況、税金、社会保険料の負担状況、高齢期の社会保障の受け取り状況、児童期の保育や児童手当の給付状況を見た上で、1. 保育政策の変化、2. 配偶者控除、配偶者特別控除、配偶者手当の廃止による 103 万円周辺でのゆがみの解消 が女性の労働供給に与える影響を推計した。

その結果、保育政策については、低年齢児保育の充実が、低年齢児のいる世帯での普通雇用(正社員)選択をふやすこと、幼年齢児保育の充実は、普通雇用拡大、パート拡大の両方向の効果があることが示された。また夫の収入の下落と同時に保育政策の拡充がある場合に就業行動の変化が大きく起こるという推計結果が示された。もう一つ重要な点は、待機児童が多い東京周辺地区や大阪周辺地区においては、地方都市と比べて、保育水準そのものがかなり低いことの指摘である。故に、地方都市と同じように、一律に○%の保育枠の充実、あるいは○人の定員像という目標をたてても、低水準からの上昇であるため、ニーズが満たされない可能性が高い。しかも低年齢児保育需要が高まるような仕事機会がこうした地域では多い。それゆえに、変化「率」や定員「数」の目標を設けることでは、問題の本質が見えにくくなる。それゆえ、保育枠目標は、伸び率や定員数ではなく、「子ども数に対する保育数」という子どもに対してどれだけの供給がなされているか、明確にした目標とすべきである。このことによって、大都会での不備がどれほど拡充されないでいるかがより明らかになるだろう。(定員を増やしたが、さらに需要が誘発されたので、待機が減らない、と説明されることが多いが、供給が少なく、需要を過度に抑えてきたというのが実態であるからこのような目標数値を設けるべきである)。

第 2 に、配偶者控除、配偶者特別控除、配偶者手当の歪みを解消した場合の労働供給行動の変化である。データの制約から、現在パート就業をしている約 6000 人だけに対して、効用関数を特定し、そのパラメータを推計した。その上で、この 3 つの歪みが同時になくなった場合、どのような行動変化が起こるか、新しい税・手当て体系のもとでの労働供給行動変化をシミュレートした。その結果、大幅に労働供給時間が増えるという推計結果を得た。配偶者控除、配偶者特別控除、配偶者手当の歪みは、諸外国と比較しても、他に比べるとところがないほど大きいギャップである。またパートの賃金水準の低さを考慮すると、この歪みは際立っており、パートの多数がこの壁を意識し、よく勉強し、意図的に調整している。配偶者手当は、政府の政策によるものではないが、しかし企業の大多数が採用している。この手当てがあるかどうかは、毎月の家計に入る給与収入額をかえるだけでなく、

ボーナスの際にも、また公的年金給付にも、さらに企業年金にも、退職金にも幾重にも評価されるため、配偶者手当をもらえる水準に労働時間を調整する女性が多いのはまったく合理的な行動であることが、労働時間増加と稼得賃金変化のシミュレーションにより明らかになった。また配偶者特別控除の創設によって、配偶者控除を超えて世帯手取りが下落する歪みは税制面からはなくなったとされており、それは事実ではあるが、配偶者特別控除がなくなることによってその調整局面が終わるまで、手取り賃金はその分下落することにかわりはない。シミュレーションの結果、歪みがどれほど労働供給を制約しているか、その早期の撤廃がより望ましいということが明らかに示された。全国データを用いたシミュレーションという点では、従来行われていた個別ケースのシミュレーションよりは、影響をよりの確にとらえている。続く他の研究により、より頑健な結果を今後得ることも期待したい。

しかし保育政策、配偶者優遇政策だけでは不十分である。同時に男女の賃金稼得のあり方を大きく変える必要があるだろう。雇用機会均等法は、男性の職場を女性に開いてきたが、名誉男性、あるいは、家庭責任を持たず、子どもケアをしないで済む者にのみ与えらる名誉席といっても過言ではないほど、家庭責任はとりにくい働き方が持続してきた。それ故に雇用機会均等法後も、子どもは主には家庭内で、主婦によって育てられてきたのであり、主婦が低賃金、世帯主男性が生計維持というレジームは続いてきたといえる。こうした社会が特に若い世代にとっては感覚に合わないものになりつつあることが、結婚の低下、出産の低下ともなって表れているのではないだろうか。

そこで第3に、やや議論が飛躍するが、企業が配偶者手当を廃止とした場合には、その原資は、当該企業のパート賃金の上昇に使うべきという議論を展開したい。受け取る者は当初と変わるが、パート賃金の上昇が社会的な合意として望まれているとすれば、企業が社会的な負担として行ってきた配偶者扶養手当の原資は、パート女性が、労働者として自立できる賃金を得るような方向に使われるべきである。子どもをケアする被扶養配偶者に対する考慮を企業がすることで、社会がうまく回る時代には、こうした考慮は時代要請にかなったものであったにちがいない。しかし生涯扶養されるということが合わない時代に入り、こうした手当が女性の労働供給の大きい制約と低賃金化に大きい影響を与えている。そこで新しい時代の家族への配慮としては、パート賃金と正規雇用賃金の格差を縮小する方向で、また正規雇用者に対しては、賃金を与えるよりは、より柔軟に家庭時間を確保できる方向に、改正されるよう、原資は使われることが社会的に望ましいと考えられる。

本稿では、高齢期の年金受給と児童期の社会的給付についても検討した。高齢期の給付は、現役世代からの移転として考えると公平とは言えないほどに高水準である世帯が少なからぬボリュームで存在する一方で、高齢女性、単身男女の一部などには低収入世帯、無年金世帯もある。しかしながら、全般には豊富な移転が行われている。これに対して、児童に対する給付はきわめて貧弱で、特に問題性が指摘されている大都會での拡充はきわめ

て緩やかなものにとどまっている。児童に対する給付を合わせて考え直すべきことを本稿は示唆している。

付録図表

図表 1 世帯類型別 世帯主年齢階級別 世帯主夫婦の年金収入階級別 度数
(65 歳以上 85 歳未満の男性世帯主で、配偶者が同居している者について)

1-1 男性世帯主 65～84 歳、世帯主配偶者同居計

	世帯主年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	8,166	3,942	2,243	14,351
50 万未満	889	206	123	1,218
50 万～100 万未満	3,483	1,677	982	6,141
100 万以上 150 万未満	3,613	2,130	1,804	7,547
150 万以上 200 万未満	4,455	3,000	1,692	9,147
200 万以上 250 万未満	6,225	2,206	1,647	10,078
250 万以上 300 万未満	8,757	3,602	2,522	14,881
300 万以上 350 万未満	10,785	5,925	3,313	20,022
350 万以上	15,272	17,565	8,721	41,557
計	61,643	40,252	23,047	124,942

1-2 *未婚子同居

	世帯主年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	2,185	783	401	3,369
50 万未満	222	65	14	300
50 万～100 万未満	969	204	93	1,265
100 万以上 150 万未満	812	442	249	1,503
150 万以上 200 万未満	907	368	259	1,534
200 万以上 250 万未満	1,392	303	188	1,883
250 万以上 300 万未満	2,034	679	284	2,996
300 万以上 350 万未満	1,829	930	333	3,093
350 万以上	2,609	2,077	1,094	5,780
計	12,958	5,852	2,914	21,724

1-3. *有配偶子同居

	世帯主年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	1,340	902	531	2,774
50 万未満	65	25	61	152
50 万～100 万未満	404	390	274	1,067
100 万以上 150 万未満	631	366	315	1,312
150 万以上 200 万未満	561	268	180	1,009
200 万以上 250 万未満	419	207	133	759
250 万以上 300 万未満	329	188	136	653
300 万以上 350 万未満	311	222	92	625
350 万以上	501	540	217	1,258
計	4,561	3,108	1,939	9,608

1-4 *同居子なし(他の世帯員ありを含む)

	世帯主年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	4,740	2,273	1,311	8,324
50 万未満	602	116	49	766
50 万～100 万未満	2,121	1,083	615	3,819
100 万以上 150 万未満	2,205	1,321	1,241	4,767
150 万以上 200 万未満	3,001	2,369	1,253	6,622
200 万以上 250 万未満	4,438	1,720	1,327	7,484
250 万以上 300 万未満	6,412	2,794	2,103	11,309
300 万以上 350 万未満	8,658	4,772	2,888	16,319
350 万以上	12,209	14,967	7,439	34,614
計	44,385	31,414	18,224	94,024

1-5 * (夫婦二人のみ)

	世帯主年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	4,342	2,118	1,245	7,705
50 万未満	516	116	49	680
50 万～100 万未満	1,912	976	582	3,470
100 万以上 150 万未満	1,956	1,302	1,192	4,449
150 万以上 200 万未満	2,746	2,140	1,219	6,105
200 万以上 250 万未満	4,039	1,624	1,266	6,929
250 万以上 300 万未満	5,876	2,687	1,989	10,552
300 万以上 350 万未満	8,015	4,512	2,791	15,318
350 万以上	11,281	14,227	7,184	32,691
計	40,681	29,702	17,516	87,899

図表 2 世帯類型別 世帯内高齢者（父母）年齢階級別 その他の世帯員年金収入階級別 度数

2-1 世帯主配偶者なし(計)両親と同居

	父親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	260	260	363	883
50 万未満	20	13	41	75
50 万～100 万未満	101	17	186	304
100 万以上 150 万未満	106	44	130	280
150 万以上 200 万未満	130	184	134	448
200 万以上 250 万未満	113	67	107	286
250 万以上 300 万未満	59	159	85	303
300 万以上 350 万未満	141	196	79	415
350 万以上	165	216	70	451
計	1,094	1,155	1,195	3,445

2-2 世帯主配偶者なし(計)父のみと同居

	父親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	24	84	106	214
50 万未満	37	37	0	0
50 万～100 万未満	10	19	45	74
100 万以上 150 万未満	7	0	72	79
150 万以上 200 万未満	9	59	17	85
200 万以上 250 万未満	12	0	0	12
250 万以上 300 万未満	0	0	14	14
300 万以上 350 万未満	0	18	30	49
350 万以上	0	31	16	47
計	61	211	338	611

2-3 世帯主配偶者なし(計)母のみと同居

	母親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	571	592	1,184	2,346
50 万未満	84	224	759	1,067
50 万～100 万未満	473	535	606	1,614
100 万以上 150 万未満	281	271	945	1,497
150 万以上 200 万未満	241	285	452	978
200 万以上 250 万未満	269	196	222	686
250 万以上 300 万未満	50	122	124	296
300 万以上 350 万未満	30	37	27	93
350 万以上	0	7	36	43
計	1,998	2,267	4,354	8,619

2-4 世帯主配偶者あり(計)両親と同居

	父親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	2,295	2,505	4,304	9,104
50 万未満	132	138	158	428
50 万～100 万未満	598	912	1,417	2,927
100 万以上 150 万未満	983	1,288	2,014	4,285
150 万以上 200 万未満	673	1,054	1,143	2,870
200 万以上 250 万未満	685	811	794	2,290
250 万以上 300 万未満	848	575	762	2,184
300 万以上 350 万未満	541	695	685	1,920
350 万以上	531	627	784	1,941
計	7,285	8,604	12,061	27,949

2-5 世帯主配偶者あり(計)父のみと同居

	父親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	339	703	1,782	2,824
50 万未満	10	95	483	588
50 万～100 万未満	218	348	801	1,368
100 万以上 150 万未満	137	128	379	644
150 万以上 200 万未満	72	299	227	598
200 万以上 250 万未満	115	111	356	582
250 万以上 300 万未満	49	61	393	503
300 万以上 350 万未満	68	82	179	329
350 万以上	0	65	176	241
計	1,009	1,893	4,774	7,676

2-6 世帯主配偶者あり(計)母のみと同居

	母親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	3,276	4,451	12,322	20,049
50 万未満	797	1,365	5,214	7,376
50 万～100 万未満	1,688	2,558	5,586	9,831
100 万以上 150 万未満	1,222	1,740	3,773	6,735
150 万以上 200 万未満	745	1,171	2,911	4,827
200 万以上 250 万未満	436	897	1,602	2,935
250 万以上 300 万未満	82	241	619	941
300 万以上 350 万未満	25	149	185	359
350 万以上	135	45	125	305
計	8,405	12,616	32,337	53,358

2-7 世帯主配偶者なし 両親と同居(男女)

男性		父親年齢階級			
		65-69	70-74	75-	計
	0 円	186	139	216	541
	50 万未満	10	0	36	46
	50 万～100 万未満	67	0	53	120
	100 万以上 150 万未満	87	30	84	200
	150 万以上 200 万未満	95	146	79	320
	200 万以上 250 万未満	95	41	67	202
	250 万以上 300 万未満	22	97	17	136
	300 万以上 350 万未満	126	71	50	247
	350 万以上	102	168	31	301
	計	789	691	632	2,111

女性	父親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	75	121	148	343
50 万未満	10	13	6	29
50 万～100 万未満	34	17	133	184
100 万以上 150 万未満	19	15	46	79
150 万以上 200 万未満	35	37	56	128
200 万以上 250 万未満	18	27	40	84
250 万以上 300 万未満	37	62	69	167
300 万以上 350 万未満	14	125	29	169
350 万以上	63	48	38	150
計	305	465	563	1,333

2-8 世帯主配偶者なし 父のみと同居 (男女)

男性	父親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	15	34	29	77
50 万未満	0	0	0	0
50 万～100 万未満	0	19	9	28
100 万以上 150 万未満	0	0	26	26
150 万以上 200 万未満	0	15	17	32
200 万以上 250 万未満	12	0	0	12
250 万以上 300 万未満	0	0	0	0
300 万以上 350 万未満	0	0	0	0
350 万以上	0	0	16	16
計	26	67	97	191

女性	父親年齢階級			
	65-69	70-74	75-	計
0 円	9	51	78	137
50 万未満	0	0	37	37
50 万～100 万未満	10	0	36	46
100 万以上 150 万未満	7	0	46	53
150 万以上 200 万未満	9	44	0	53
200 万以上 250 万未満	0	0	0	0
250 万以上 300 万未満	0	0	14	14
300 万以上 350 万未満	0	18	30	49
350 万以上	0	31	0	31
計	35	144	241	420

2-9 世帯主配偶者なし 母のみと同居 (男女)

男性		母親年齢階級			
		65-69	70-74	75-	計
	0 円	325	369	492	1,186
	50 万未満	74	104	286	464
	50 万～100 万未満	335	321	296	952
	100 万以上 150 万未満	195	202	376	772
	150 万以上 200 万未満	142	197	185	524
	200 万以上 250 万未満	269	141	98	508
	250 万以上 300 万未満	38	43	47	127
	300 万以上 350 万未満	30	37	0	66
	350 万以上	0	7	0	7
	計	1,408	1,419	1,779	4,606

女性		母親年齢階級			
		65-69	70-74	75-	計
	0 円	246	223	692	1,160
	50 万未満	10	120	473	603
	50 万～100 万未満	138	214	311	662
	100 万以上 150 万未満	86	69	569	725
	150 万以上 200 万未満	99	88	267	454
	200 万以上 250 万未満	0	55	124	179
	250 万以上 300 万未満	12	79	78	169
	300 万以上 350 万未満	0	0	27	27
	350 万以上	0	0	36	36
	計	591	848	2,575	4,013

2-10 世帯主配偶者あり 両親と同居 (男)

男性		父親年齢階級			
		65-69	70-74	75-	計
	0 円	2,295	2,505	4,261	9,060
	50 万未満	132	138	158	428
	50 万～100 万未満	598	912	1,408	2,917
	100 万以上 150 万未満	983	1,274	1,986	4,243
	150 万以上 200 万未満	662	1,054	1,073	2,789
	200 万以上 250 万未満	685	811	794	2,290
	250 万以上 300 万未満	848	575	702	2,124
	300 万以上 350 万未満	541	695	675	1,911
	350 万以上	531	613	773	1,917
	計	7,274	8,575	11,830	27,679

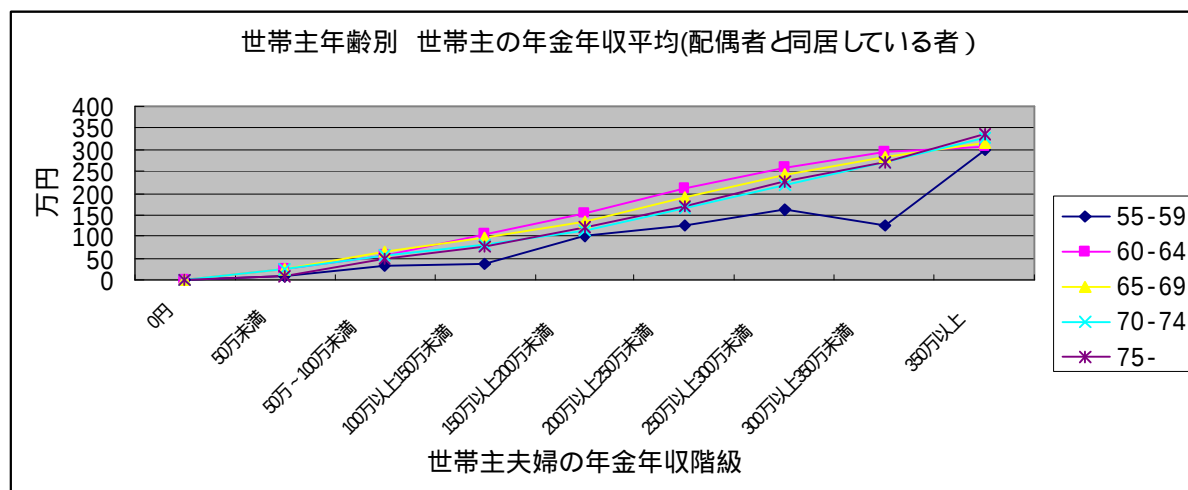
2-11 世帯主配偶者あり 父のみと同居 (男)

男性		父親年齢階級			
		65-69	70-74	75-	計
	0 円	339	687	1,782	2,808
	50 万未満	10	95	483	588
	50 万～100 万未満	218	348	801	1,368
	100 万以上 150 万未満	137	128	359	624
	150 万以上 200 万未満	72	299	227	598
	200 万以上 250 万未満	115	111	356	582
	250 万以上 300 万未満	49	61	393	503
	300 万以上 350 万未満	68	82	179	329
	350 万以上	0	65	169	234
	計	1,009	1,877	4,748	7,633

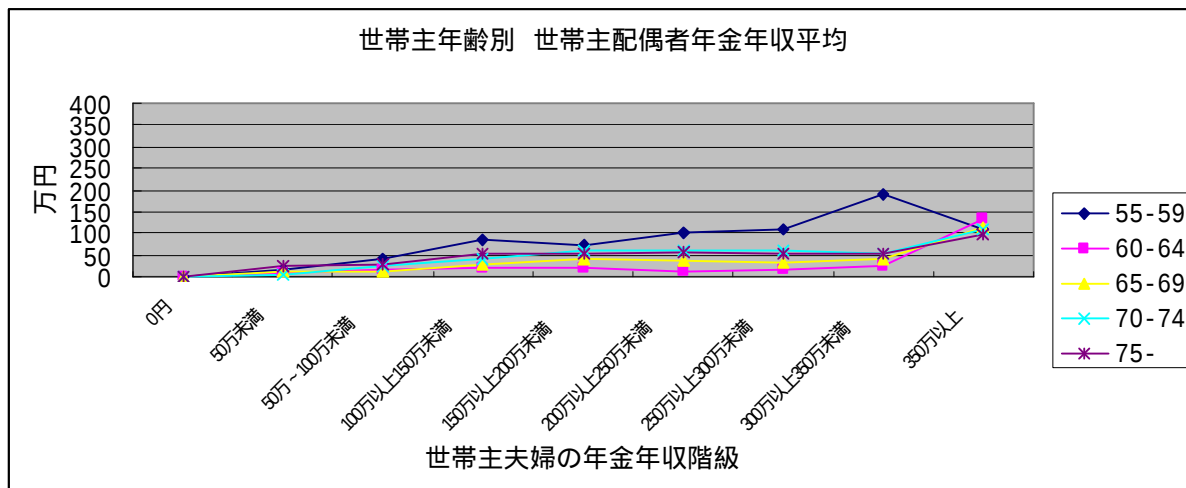
2-12 世帯主配偶者あり 母のみと同居 (男)

男性		母親年齢階級			
		65-69	70-74	75-	計
	0 円	32,603	44,054	121,996	198,653
	50 万未満	790	1,351	5,145	7,286
	50 万～100 万未満	1,669	2,542	5,487	9,698
	100 万以上 150 万未満	1,222	1,740	3,744	6,705
	150 万以上 200 万未満	745	1,161	2,864	4,770
	200 万以上 250 万未満	436	897	1,569	2,901
	250 万以上 300 万未満	82	241	603	925
	300 万以上 350 万未満	25	137	185	347
	350 万以上	135	45	125	305
	計	8,363	12,519	31,921	52,803

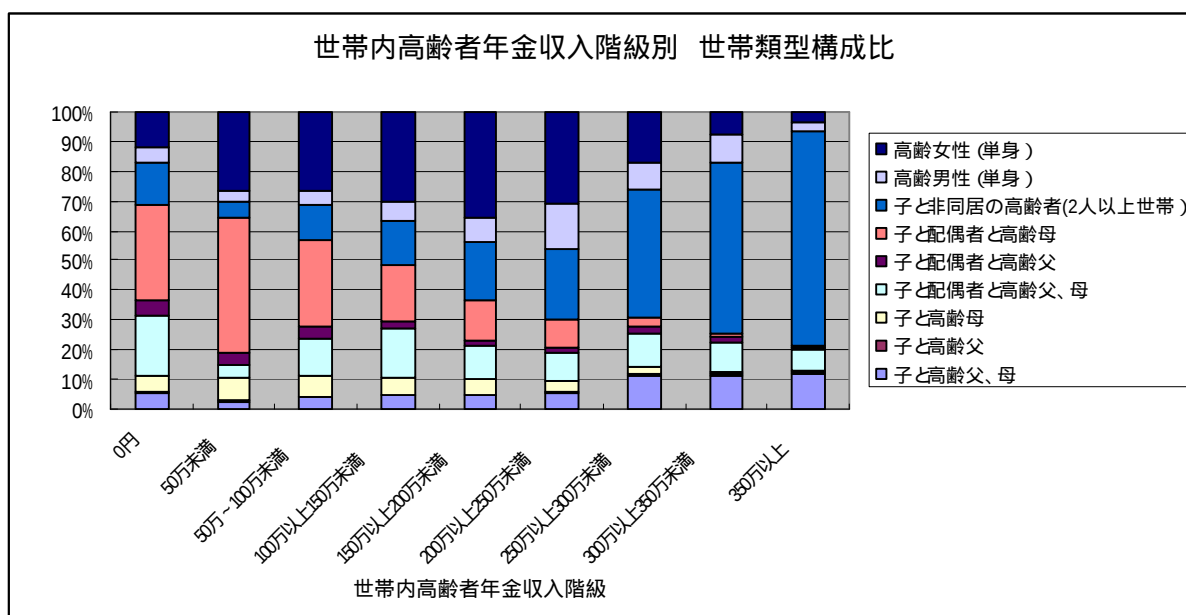
図表 3 世帯主年齢別 世帯主夫婦の年金収入階級別 世帯主の年金年収平均
(配偶者と同居している者)



図表4 世帯主年齢別 世帯主夫婦の年金収入階級別 世帯主配偶者の年金年収平均



図表5 世帯内高齢者年金収入階級別 世帯類型構成比



図表6 世帯類型別 世帯内高齢者年金収入階級構成比

